

平成30年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第8日（平成30年12月10日 月曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 報告第9号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」及び議案第63号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第89号「財産の取得について」までの議案27件、計28件

（質疑）

日程第2 一般質問

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 12人

現在員数 12人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 12人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	8番	甲藤眞君
9番	細川博史君	10番	前田晃君
11番	浅尾公厚君	12番	永野裕夫君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

なし

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
議事係長	前田利実君	主幹	作田愛佳君
主幹	出口直人君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横山 周次 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	野村 仁美 君
危 機 管 理 課 長	岡田 敦浩 君	消 防 長	上原 由隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	宮上 眞澄 君	健 康 推 進 課 長	戎井 大城 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	田村 善和 君	ま ち づ く り 対 策 課 長	早川 聡 君
観 光 商 工 課 長	倉松 克臣 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	二宮 眞弓 君
水 道 課 長	谷崎 清 君	じ ん け ん 課 長	小松 高志 君
特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君	収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君
教 育 長	弘田 浩三 君	学 校 教 育 課 長	中津 健一 君
生 涯 学 習 課 長	伊藤 牧子 君	教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	亀谷 幸則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君	監 査 委 員 事 務 局 長	文野 喜文 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成30年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第9号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」及び議案第63号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第89号「財産の取得について」までの議案27件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 皆さん、おはようございます。

ここ2、3日、急に寒くなりまして、執行部の方も議員各位も風邪など引かぬように、12月定例会、無事に乗り切りたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問、早速移らせていただきたいと思います。

初めに、ふるさと納税について企画財政課長にお伺いいたします。

早いもので、このふるさと納税制度ができて10年余りが過ぎました。このふるさと納税の基本的な考え方は皆様も御案内のように、自分のふるさとや応援したい自治体に寄附ができる、そういう制度であります。寄せられた資金は各自治体で教育やまちづくりに活用され、地域の活性化にも大きく貢献しているやにお聞きしております。

それではお聞きいたします。

清水の寄附金額の推移を教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

寄附金の推移についてお答えいたします。

平成20年から始まったふるさと納税制度ですが、平成26年ごろから寄附者へのお礼として特産品を送る自治体がふえたことや、インターネット受け付けサイトでのクレジット決済が可能になったこと、また平成27年度から一定の条件を満たせば確定申告を行わなくてもよい「ワンストップ特例」制度の創設及び控除限度額が2倍に拡充されたことなどから、全国的に寄附額が右肩上がりに伸びております。

本市では、平成25年度より返礼品の贈呈を開始し、平成28年度からはインターネット受け付けを導入しておりまして、導入前の平成27年度までの寄附金額は多くても年間400万円余りでありましたが、導入後の平成28年度からは約10倍の4,000万円を超え、飛躍的に増加しております。今年度につきましても、11月末現在で4,206万9,500円となっております。昨年同期と比較しますと約2.7倍の寄附金額となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） それでは、清水の現在の寄附額、これ県下的に見て位置づけといたしますか、順番といたしますか、それはどんなもののでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

34 市町村中、平成 27 年度が 28 位、平成 28 年度が 23 位、平成 29 年度が 25 位となっております。

平成 27 年度までは土佐清水市出身者等の寄附が主でありましたけれども、平成 28 年度からはインターネット受け付けを開始したことで、全国から返礼品目的での寄附が多く集まっているようになったと思われます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） なぜ、この質問を取り上げたかといいますと、先月、皆さんも御案内のように、議会報告会が市内 5 カ所で行われました。私も初めて参加させていただきました。そのときに、市民の方から財政についての御質問をいただきました。

少し読ませていただきます。実質公債費比率を 18%以下に抑えるために、ふるさと元気寄附金の増収に向けた取り組みを強化していくとあるが、ふるさと納税を当てにする財政運営でよいのか。長期的財政計画は大丈夫なのかという、なかなか厳しい御指摘を受けました。

僕は、それはそれとして真摯に受けとめなければならないと思いますが、逆に言えば、ふるさと納税は貴重な税収でありますし、増収が見込める数少ない分野だと言えると思っております。

現在、ふるさと納税に対する返礼品のことが大変話題になっております。余りにも高額な返礼品や地域に関係ないものなど、法の趣旨に照らしてかなりグレーな部分も多く、問題になっております。このような折、総務省から当然指針なり指導なりが来ておるとは思いますが、どんなものかお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の取り扱いを行っている自治体があることから、平成２９年４月１日には、返礼品のあり方について、総務省から換金・転売防止のため商品券等の金銭類似性の高いもの、それから電化製品等の資産性の高いもの、価格が高額なものを返礼品としないこと、また返礼割合を３割以下とするよう通知があったところでございます。

本年、平成３０年４月１日には、取り扱う返礼品は地場産品とすることが適切であると総務大臣より通知があったところでございます。

本市におきましては、返礼品の贈呈を開始した当初から地場産品のみの取り扱いとしておりまして、返礼割合につきましては、平成２９年５月より３割以下となるよう修正を行っております。今後につきましても、ふるさと納税制度の健全な発展のため、ルールを守った返礼品の取り扱いを行っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　今までの議会でも、かなり質問に取り上げられたようでして、平成２８年３月会議において、仲田議員がこのふるさと納税について質問しております。そのときの質問と答弁が今の課長答弁にちょっとリンクすると思いますので、ちょっと読ませていただきます。

仲田議員がこういうふうに言うております。ふるさと納税が好調の奈半利町がマスコミ等で脚光を浴びています。１５年度２月末時点で、ふるさと納税の寄附金が１３億３，７００万円と聞くにつれ、おくれらせながら本市でも力を注いだ取り組みが必要と考えます、という質問をしております。当時の企画財政課長、早川課長であります。こういうふうに答えております。近年では、ふるさと納税に係る返礼品を贈呈する市町村がふえる中、豪華な特典競争によって自治体間の競争が激化しているとのことで、制度本来の趣旨から逸脱するのではないかとのこととあり、総務大臣通知において、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請されており、本市も節度ある良識ある制度の運用を努めてきたところであります。しかしながら、奈半利町の１３億円を超える寄附金を四万十町、室戸市等々のマスコミ報道を見るにつけ、正直に申しますと、じくじたる思いをしております。このようなことから、これまでのふるさと納税の返礼品に対する考え方を転換し、全国的な潮流にあわせ、本市特産品の外商戦略として明確に位置づけるとともに、庁内にふるさと元気寄附金返礼品選定ワーキンググループを立ち上げ、返礼品の発掘、選定と生産者などとの協議を行っているところであります、というふうに答弁されております。

では、課長にお聞きいたします。この答弁にあります、ふるさと元気寄附金返礼品選定ワー

キンググループの内容と人選、そして現在の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

平成28年4月からのインターネット受付開始に当たりまして、返礼品の拡充が必要であったことから、平成27年12月にこのワーキンググループを立ち上げ、メンバーは観光商工課の観光係・商工係、それと農林水産課の農業係・林業係・水産係、そして地域おこし協力隊、県の地域支援企画員で構成しており、返礼品として提供できるもののピックアップ作業等を2回開催して返礼品の候補リストを作成いたしました。

現在は、このメンバーが集まって協議は行っておりませんが、随時、各担当者から情報収集しながら返礼品の選定を行っております。

また、土佐清水市ふるさと元気寄附金返礼品提供事業者募集要項を作成して広報やホームページで返礼品の募集を行っているほか、商工会議所の会報にもこの募集要項を同封していただき、返礼品の取り扱い事業者をふやす取り組みを行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） きのうですね、ちょうど高知新聞にこのふるさと納税のことが載っておりました。総務省のほうからの指導というか、それも載っていましたが、何か法整備もされるようで、簡単に言うと寄附の30%以下に抑えていない、抑えない自治体には、このふるさと納税の制度の適用から外しますよという内容であったように思います。この基準を守らずいくと指定されずに返礼品はできるらしいですが、税の優遇措置が採用されないということで、法律どおりの30%以下にする自治体がほとんどになってくると思っております。今、守っていないと言われる自治体が91あるそうですが、そこも全部指定先から外されるわけにはいきませんので、課長が今言われたように30%以下に抑えてくると思います。

ということは、これはもう清水にとって物すごいチャンスだと思っています。清水は今まで、先ほどの前企画財政課長の答弁にもありましたけど、清水はずっと真面目に守ってきたわけです。その30%というラインを。それがゆえに、まあ言うたらそのグレーな部分で返礼品をやってきた自治体に負けてきたと。そういう状況で、課長はじくじたる思いがあって何とかしたいという思いが、この答弁にあったと思います。ただ、それが来年の6月1日から、この法整備が通過というか、されるようでございます。ポテンシャルが物すごく清水は高いので、同じ土俵で戦えるわけです。そういうときに、やはり先ほど言いましたワーキンググループですか、

これも市役所の関係者以外もまた入れて、新しい切り口で返礼品のことを考えてみてはいかがかと思っております。その辺、課長いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 吉村議員おっしゃるとおり、門扉を広げると言いますか、内容も十分精査をしないといけないと思いますが、そこら辺、十分考慮して検討していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） 先日、この担当課に行きまして、リストを見せていただきました。自分初めて見させていただいたんですが、想像以上でもなく想像以下でもなく、こんなもんだろうなという感じで拝見させていただきました。ただ、中には体験型の返礼品というものもあって、少しまあ言うたら考えたものになっているなと思いました。

その中で、例の土佐清水ワールドですか。ワールドワンという会社、清水と協定を結んで地産外商、その先頭に立って非常にやっていると。清水からの水産物も1億円を超えているというような話もお聞きいたしております。

そこで、例えばこの清水ワールド商品券というか、お食事券といいますか、そういうものも返礼品で何か考えられないものかと。また、総務省の通達を少し読ませていただくと、なかなか商品券的なものは幾らその地域が関係しているといっても、なかなか難しいところがあるみたいですが、例えば都市部の方が清水に納税していただいて、そして今、大阪を主に展開されているようですが、そちらのほうで清水の品を味わっていただける。そういうこともまた一つおもしろいのではないかなと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

総務省から一定基準が示されておりまして、お食事券も値段を明記していなければ構いませんので、例えば黒潮コースお食事券とかいうふうな形にして協議を進めたいと思っておりますし、現在、ワールドワンと既に協議中であります。メニューとか価格等の最終調整を現在行っておりますので、近日中には取り扱いが開始できるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　ありがとうございます。

早速というか、僕が言う前に既に検討に入られているということで、本当にうれしく思っております。なかなかこれ、先ほども言いましたけど、総務省の通達を見るとよっぽど知恵を出して上手にと言いますか、やらんとそういうところもできんのかなとは思いつつも、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますし、先ほどのワーキンググループも、また人選も含めてですね、本当に千載一遇のチャンスでありますし、貴重な税収の、まあ言うたらふえる伸びしろのある部分ですので、ぜひ本腰入れてやっていただきたいと思いますし、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、消防本部について質問させていただきます。

まずは、日ごろは土佐清水市民の救命活動に御尽力いただきまして日夜奮闘していただいております。本当に感謝いたしております。ありがとうございます。

まずは、現在の職員数と職員の定数をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君）　消防長。

（消防長　上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君）　お答えいたします。

現在の職員数につきましては、３６名。職員定数につきましては、３７名となっております。以上です。

○議長（永野裕夫君）　５番　吉村政朗君。

（５番　吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君）　それでは、ここで総務課長にお聞きいたします。

この職員の定数条例というものがあると思いますが、市の条例の概念といいますか、意味というかコンセプトというか、どういうものであるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（永野裕夫君）　総務課長。

（総務課長　野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君）　お答えいたします。

条例は、地方公共団体がその権限に関する事務に関し、法令の範囲内で議会の議決を経て制定する自治立法となっております。

職員定数条例につきましては、地方自治法第１７２条第３項の規定により職員の定数を定めているものです。

この条例により定めるべき職員は、臨時または非常勤の職以外の常勤職員及び再任用常勤職員並びに任期付常勤職員となっており、市が置きうる職員の限度を意味しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） その定数の条例に関しては、例えば定数が50 だったら、それを超えてはいけないというようなことだったと思います。国の法律とは別に定める自主法というか、そういう考え方だと思います。

それでは、危機管理課長にお伺いいたします。

近い将来、かなり高い確率で南海トラフ地震が発生すると言われております。そのとき、災害対策本部、当然、立ち上げられるのだらうと思っておりますが、そのときの消防本部の位置づけをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

災害対策基本法及び地域防災計画の規定に基づき、本市の区域内で災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、災害の危険性が増大し、対応の必要があると認められる場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置することとなります。

その中で、消防署及び消防団の位置づけであります。消防長は災害対策本部の副本部長となり、消防署を第1 防災部、部長は消防次長、消防団を第2 防災部、部長は消防団長となります。

災害対応業務としては第1・第2 防災部共通で8 項目ございます。1、関係機関との連絡調整、2、消防団の連絡調整、3、消防団の防災活動に関すること、4、巡視、警戒、防護に関すること、5、避難、誘導に関すること、6、警備、情報の伝達、7、高潮、津波における災害対策、8、罹災者救急輸送に関すること、であります。

消防署の位置づけということでございますが、災害時等に条件の悪い、また危険性を伴う現場で住民の生命にかかわる活動を担っていただくセクションであり、大変重要な役割のポジションであると認識しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 起きてはならないものですが、かなりの確率で清水、津波に襲われるというような話も聞いております。その中で、災害が起こったときに、やはり消防本部、自衛隊、消防団、いろんな方にお世話になるわけですが、その大きな柱が消防本部が担っていることだろうと思っております。

それでは、再び消防長にお伺いいたします。近隣自治体の消防職員数をわかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。

平成30年4月1日現在の定員についてお答えいたします。

まず、幡多地区の消防本部ですが、四万十市と黒潮町を管轄とする幡多中央消防は、定員82名に対し実員78名。宿毛市、大月町、三原村を管轄とする幡多西部消防は、定員64名に対し実員61名。人口が本市と近い室戸市消防は東洋町を含み人口約1万6,000人となりますが、定員51名に対し実員は49名となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） この定数を考えるときに、単純に比較しても余り意味がないかとは思っております。当然、湾岸地区と中山間地区では、災害、津波に対する考え方も違いますし、それとやはり人口、それと面積ですか。なかなか比較して多い少ないという議論を言うのは難しいと思っております。

そこで今、消防長言われたように、我が土佐清水市と規模的にも近い室戸市、先ほど言われたように定数が51で実数が49。面積がほぼほぼ清水と同じであります。ただ、室戸市の場合は東洋町の消防の役割も担っているということで、当然、その東洋町、面積が74平方キロメートルあるそうですが、人口が2,500人。ということは、若干清水より規模的にも大きい体制をとられているんだろうなと思っております。

ただ、これも清水のように、何て言いますか、海岸線が多いところは本当に津波対策を一番に考えてやらなければならないと思っておりますが、日ごろから市長もおっしゃるように、防災には大変危機感を持ってハード整備を進めてきているというふうにお聞きしております。

ここで、やはり定数が37のところを36。1名欠でいっておりますが、これはこれとして少しいかがなものかなと思っております。

それでは、ちょっと職員の中で消防特有だと思うんですけど、吏員という表現があると思います。消防職員と消防吏員の違いを少し教えてください。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えいたします。

まず、消防職員というのは、消防学校に入校しまして所定の教育を受けた職員が消防職員となっております。この職員は現場で活動ができるということです。一般の職員につきましては、現場では活動できないということで事務のみという職員の振り分けとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 現在、職員 36 名ですかね、実数は。そのうち吏員は何人いらっしゃいますか。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。

土佐清水の場合は消防吏員が 36 で消防職員はゼロということになっております。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） 済みません。訂正をいたします。

消防吏員が 36 名となっております。吏員が 36 です。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 吏員というのは、先ほど消防長言われたように、消火、救急、そういう救助ができる、まあ言うたら資格とまでは言いませんけど、学校を出た者を吏員という。そしたら、今、全員吏員ということは、じゃあ事務をやられている方、女性が今現在 1 名おられると思うんですが、その方も吏員ということでよろしいのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えいたします。

臨時職員としておりますので、職員数には入れておりません。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） といいますと、済みません、僕が勘違いしていたみたいで。ほんなら実質、吏員は 36 名で事務員を入れると 37 名体制でやられているということでございますか。わかりました。

それでは、現在の緊急出動体制。どういうふうに関、回数も含めて、どういう状況になって

いるのかお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えします。

出動につきましては、火災の場合につきまして消防車２台のペア出動を取っておりまして、通信員１名を残して全ての隊員が出動いたします。その後は、署員招集により体制を整えております。

救助出動につきましても、救助工作車と救急車のペア出動を行い、火災と同じ対応を取っております。

救急の場合は、通常は３名で出動しますが、重傷、重体、心肺停止症例の場合は４名での出動を行っております。

重複出動などで規定人員を下回れば署員招集をし、人員補充をしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 緊急出動の、今、年間どれぐらいで、ここ３年ぐらい推移しているかを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） お答えいたします。

出動件数についてですけれども、過去３年間の出動件数をお答えします。

火災につきましては、平成２８年が９件、平成２９年が１１件、平成３０年本日までが１４件となっております。

救助出動につきましては、平成２８年１２件、平成２９年７件、平成３０年本日までが９件となっております。

救急出動につきましては、平成２８年が８２１件、平成２９年が８６９件、平成３０年１１月までが７３８件となっております。

なお、過去最高は、平成２３年の９１５件となっております。

なお、これは国の調査によるものですので、年１月から１２月までの１年間という統計になっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

(5 番 吉村政朗君発言席)

○5 番(吉村政朗君) 人口が減ってきている割に緊急出動といいますか、火災も含めて、それほど変動がないような気がしました。それと救急、心肺どうのこうのというのは、やっぱり重篤な場合は4人体制で行かれて、そうではない場合は3人体制で行かれるということだと思っております。

それと職員の勤務体制をお聞きしたいと思っております。一日どういう勤務体制になっているのか。24時間勤務ですよ。それで16時間勤務だと思いますが、その流れを教えてくださいませんか。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えします。

勤務体制につきましては、消防本部と消防署とがありまして、消防本部は消防長、消防次長のほか、総務、予防、警防、地震対策係の4係がありまして、これは8時間、日勤の勤務となります。

消防署には、署長、副署長のほかに第1、第2、第3消防隊の3部制で運用しておりまして、1消防隊は消防隊長以下10名となっております。こちらのほうが泊まりの勤務になりまして、16時間勤務となります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5 番 吉村政朗君。

(5 番 吉村政朗君発言席)

○5 番(吉村政朗君) ということは、3つの隊、10人1チームで3つの隊がローテーションで回っているということだと思います。それで、夜勤の勤務といいますか、24時間の中で16時間勤務。受け付け等もありますので、その受け付けも当然時間で1人ずつが何時間というか、そういう形でやられているんだろうと思います。ただ、10人1チームといえども、当然、休暇を取られている場合もあります。となると、必要最低限、何人要るんでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えします。

定員については10名体制ですが、最低人員を8名としておりまして、2名休暇または研修要員として枠をつくっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5 番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) そうしたら、8人で最低限回してますということ。先ほどの話によりますと、心肺停止とか、そういう重篤な場合が、仮に、めったにないと思いますが2件きた場合は、どのような対応をされておりますでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) 2件きた場合は、直ちに消防職員を非常招集をかけまして、勤務体制の最低人員を決めておりますので、その人員に達するまで呼ぶということになります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) わかりました。

そうしたら、火災が起きたときに、当然、先ほど1名を置いて7名というか、全員で出ていくという態勢をとっておられるという話でありました。ということは、残った1人の方が全部通報とか、いろんなところへの連絡は、その1人の方がやられているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) 基本的に1名ということになります。土曜日とか日曜日とか祭日につきましては、この人数でいきますが、平日につきましては日勤者が若干残っておりますので、1名が補助に入る場合もあります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 1人でいろんなところに、夜、例えば火災が起こった場合は対応するというのは、相当なストレスもかかるというのは想像できます。

それとほかに、先ほど言われたように消防学校に行かれています方、それから救急救命士の資格を取るために九州ですかね、学校に行かれる。結構長期間行かれると思います。それと以前、ちょっと新聞で読んだことがあります、県の航空隊のほうに何か3年間ぐらいですか、各消防本部のほうから派遣するというようなことも聞いておりますが、それは現在おる職員数、例えば36なら36の中から派遣するという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、そのとおり36人の中から派遣しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) その派遣のですね、1年に1人とは限りませんよね。恐らく消防学校、それから救急救命士の学校、それからさっき言うた航空隊ですか。それが重なるときも出てく
ると思うんですけど、それはそれで、どういう研修等で何名出ていくというのは当然わかって
おられると思いますが、そこを教えていただきたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えします。

基本的には1名の研修、または派遣となっております。場合によっては短期間で2名という
ものもありますが、これは隊員の異動とかを行って調整をしながら実施しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 5番 吉村政朗君。

(5番 吉村政朗君発言席)

○5番(吉村政朗君) 大変かつかつといいますか、厳しい人員の中でやっておられると判断
しております。

それでは、ここで副市長にお伺いいたします。

先日といいますと、9月議会で、私、実質公債費比率について質問させていただきました。
そのときの執行部の答弁の中で、地震や津波から市民の命を守るために、防災、ハード整備を
集中的に実施してきたというような答弁をいただきました。つまり、清水の市民の生命、財産
を守ることが泥谷市政の最重要課題であるということだったと思います。であるならば、地震
津波対策の柱となる消防本部の、さらなる、特に職員数の確保ですね、これは必要不可欠では
ないでしょうか。そうでなければ政策的に整合性がとれないと思います。

防災対策は、私が言うまでもなくて、ハード・ソフト両面並行して進めていかなければなら
ないと思っております。僕はこれ泥谷市政の一丁目一番地の政策だと思っております。そのあ
たり、それを支える副市長、お考えをお伺いしたいと思っております。

○議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

消防行政を遂行するにおいては、今、議員が言われている南海トラフ地震等の大規模災害、または平時の勤務体系、これを区別して対応していく必要があるかというふうに思っております。

先ほど消防長が答弁したように、どの消防本部の定数も実数に比べれば定員数のほうが多くなっている状況でございます。本市消防につきましても1名が定数から比べ減になっているという状況でございます。

現場を所管する消防署の体制は、先ほど消防長からも答弁があったように1部10名の3部体制で充足はされているという認識でございますし、1名減につきましては、消防本部の事務、先ほど議員さんも言われた、女性の臨時職員を配置して業務に当たっておりますので、今現在、特には消防の行政に当たって、遂行するに当たっては支障が出るという認識は持っておりません。

一方、南海トラフ地震等の大規模災害にどれだけの消防職員が必要かという試算は、これは国・県にもございませんし、災害の状況によって大きく変わってきますので、職員数については大変難しいことだというふうに思っています。

消防では大規模災害等を想定して、高知県緊急消防援助隊受援計画、これを策定しまして、大規模災害等が発生すると県外の都府県から応援隊を派遣していただくというような計画を、これはどこの消防本部もやっております。大規模災害については、そういう取り組みをしておりますので、今の体制自体がすぐその大規模災害に対応できないかということではないというふうには認識しております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） その定数、先ほども言いましたけど、定数の考え方は比較対象はなかなか難しいと思います。ただ、例えば香南市なんかはですね、定数44名で実数44名、今年度ですか、5名、3名ふやし、また来年度2名前倒しで採用するというように、津波に対するといいますか、防災に対する市町村の考え方はそれぞれ出てくると思っております。

私が言ってるのは、泥谷市政が津波で1人も死者を出さないというようなことで実質公債費比率が上がったとしても、そちらを優先しているということであれば、やはり平時というのは平時と災害時というのは、なかなかどこで区別するか非常に難しい話だと思います。本来ならば定数は上に設定しておいて、実数はちょっと下で運用して、本当にさっき言うたようないろんな研修らで出て行かんといかんかったときに、また補填ができるような、本来で言えば定数条例の改正というところまで本当は取り組むべきだと私は思っております。

現在、実質３６名、できたら３７名、定数一杯で、ぜひ運用していただきたいということをお願いしておきます。副市長、ありがとうございました。

それでは続きまして、足摺テルメの運営についてお聞きいたします。

足摺テルメの開設に至った経緯を観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

足摺テルメは、当初、温浴施設として、天然温泉足摺テルメとして、本市の観光振興の促進を図るとともに、市民の健康増進と福祉の向上に供するために平成５年３月２９日にオープンしております。

平成１０年には、足摺岬先端部にあった国民宿舎あしずりの老朽化に伴いまして、温浴施設に併設することでの相乗効果を図るという形で国民宿舎足摺テルメとして新装オープンし、現在に至っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） まず温浴施設から運用が始まったということで、僕は同時に始まったというふうに思っておりましたが、そういうことだったようでございます。

それではお聞きいたします。今まで運営企業、指定管理者が何社で推移してきたのか。簡単に結構ですので流れを教えてくださいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 運営してきました企業について、お答えいたします。

温浴施設としてオープンしてからは、財団法人土佐清水市開発公社に管理委託を行ってまいりました。指定管理者制度移行に伴いまして、平成１８年４月から２１年３月までは、同じく土佐清水市開発公社が指定管理者として、それから平成２１年４月から平成２３年１１月までは株式会社創裕が指定管理者として、平成２４年２月から株式会社トリムリゾートが指定管理者、その後、平成２７年６月に社名変更を経まして、現在の株式会社アクトリゾートとなり現在に至っております。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 当然、老朽化に伴い修繕費も今かかっているやにお聞きしていますが、

どれぐらい今、今年度ですか、かかったか教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 修繕費につきましてお答えいたします。

今年度の修繕、途中まだいろいろ要望等もありまして確定をしておりませんので、28年度決算では1,189万726円、平成29年度の決算では1,177万5,746円となっております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） それでは、納付金といいますか、家賃相当、それはお幾らでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

テルメの納付金につきましては、年額1,200万円となっております。指定管理者の決算状況によりまして減免できるということになっておりまして、平成28年度、29年度の納付金につきましては大幅な経営赤字等によりまして、減免基準の90%減免を適用いたしまして120万円となっております。平成30年度につきましては、一定経営改善も見られるということで、25%の減免を適用いたしまして900万円が納付される予定となっております。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） テルメの場合、指定管理者制度でありますので、委託契約や協定を結んでおるわけでございます。先ほど課長から減免という言葉が出てまいりました。今現在は、納付金、家賃相当が1,200万円で9割の減免措置をとっているということは、120万円の家賃に対して修繕費が1,100万円かかっているという状況だと思います。この減免措置、減免を協議するというのは、どういうふうになれば減免協議を始められる。例えば、先ほど言われました累積赤字がどれぐらいとか、それから前年の事業費が例えばマイナス何%になれば減免協議に入ると。そういうような規約があると思いますが、その辺を教えていただきたいと思っています。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

納付金の減免につきましては、前年度の経営状況に応じて減免の率を決定しております。前

年度の決算が出た後、翌年度の分につきまして、指定管理者のほうから経営状況等を踏まえて減免申請が出てきた段階で市として協議をいたしまして、減免率を決定していくという形をとっております。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） 大変よくわかりました。

ただ、市民感情として、納付金、家賃として年間120万円。それで修繕費に市のほうから1,100万円出しているというのは、どう考えてもこれは少し納得がいけないのではないかと思っております。当然、足摺テルメのほうも経営一生懸命やっておりますし、足摺岬の宿泊の柱だと思っております。これはすぐに、もちろん簡単に改善するものではないと思いますが、やはり企業努力を重ねてお願いしておきたいと思います。そのあたり、これからテルメの現状を踏まえてですね、このまま指定管理制度を続けて行かれるのか、例えば売却を含めた新たな方策を検討されていくのか、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、観光商工課長からこれまでの流れについて説明がありました。足摺テルメについては、温浴施設がオープンから25年を経過しております。宿泊施設につきましても20年を経過しており、経年劣化といいますか、昨日サウナ室が火災になったという、これも経年劣化による、こういう事故でありましたが、毎年1,200万円近い修繕費を出しております。これは既にテルメの建設にかかわる起債についても、既に償還は終了しているというのが状況でありまして、昨年、抜本的な改修をした場合には工事費がどれぐらいになるのかという、これは大まかな試算なんです、これによると4億円から5億円、今後要ると、必要という試算がされておりますので、今後の運営につきましては、今、議員が御指摘のありましたように、指定管理者の意向というのもあると思いますし、またテルメの資産価値、こういったものもどれぐらいあるのかも含めて、専門家からの助言といいますか、そういうものも踏まえて総合的に多角的な視野に立って判断をする時期にきているのではないかというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 5 番 吉村政朗君。

（5 番 吉村政朗君発言席）

○5 番（吉村政朗君） まさしく市長が今答弁されたとおりだと思います。このままですと、恐らくこの修繕費というのはずっとかかっていくということが予想されます。かといって、一括して4億円もかけて修繕するというような財政状況でもないと思っております。

テルメを建設したころは、そういう需要もあり、デザインの的にもなかなかしやれた温浴施設だということで最初話題になりました。しかしやはり、ランニングコスト等を考えた場合に、今どき市が指定管理としてかかわっていくというような時代ではないのではないかなというふうには思っております。ただ、あそこをそのまま、だからといって放置することはできません。当然、足摺のほうの観光の方々と旅館組合の方々と、また相談もしながら、ソフトランディングといいますか、あそこが放ったらかしにならないということを心がけながらも、今の体制をこのまま続けていくというのは、財政上、それから市民感情的にもなかなか厳しいものがあるということを思っております。

どうぞ市長、今答弁いただきました。これも重要課題だと思っております。議会も含めて十分検討して、早期にどういうふうにするのかを決めていかなければならないと思っております。最後に一つ、課長にお伺いします。この契約ですよね、指定管理の契約。これは何年何月までというのはあるのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

現在の指定管理者との契約で、指定管理期間というのは再来年の３月末まで。平成３１年度末までということになっております。

○議長（永野裕夫君） ５番 吉村政朗君。

（５番 吉村政朗君発言席）

○５番（吉村政朗君） 指定管理でやっていただいているところ、非常に頑張っていただいていると思います。ただ、この老朽化というのは、もうとめることはできません。それも踏まえてですね、何度も言いますがソフトランディング、みんながそれほど被害をこうむらないような終わり方といいますか、そういう検討をすぐに始めていくべきだということを市長にお願いして、次の質問に入らせていただきます。

済みません、時間のほうが大分押してまいりまして、市長にお伺いいたします。先般、９月議会で私またジオパーク、来年以降も認定に向けた取り組みをしていくのかという質問をさせていただきました。そのときに市長は１１月１０日だったと思います。その審査委員をお迎えして、ちょっと分析、お話もして、それから推進協議会、市民の方の考え方、意見を聞きながら、できるならば認定に向けて動いていきたいというような答弁をいただいたと思っております。

その後、１１月１０日を過ぎまして、いろんなことがほぼほぼわかってきたんだろうと思いますが、市長のその辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まず、11月10日の審査結果報告会の内容について、御報告をさせていただきたいと思いますが、この報告会には7月に実施されました現地審査の審査員の方お二人、長谷川修一氏、中川和之氏を講師にお迎えし、市民を対象にして約2時間にわたって行いました。審査員が、また報告会に来るというのは異例のことだったんですが、推進協議会としても、やはりきっちりと検証しなければならないということで、この審査員の方をお迎えいたしました。参加者に、現地審査をした審査員より、報告書の内容をより理解していただけるように、審査要領や現地審査の実施の様子、世界と日本のジオパークのこれまでの動きなど、基本的なことも説明していただいた後、報告書の解説と質疑応答を行いました。そして、市民みんなで課題の共有を行ったところですが、最後に引き続き日本ジオパーク認定に向け、今後とも取り組んでいくことを会場で確認したところであります。

○議長（永野裕夫君） 5番 吉村政朗君。

（5番 吉村政朗君発言席）

○5番（吉村政朗君） その審査員の方をお迎えしてお話を聞くというのは、非常にいいことだと思っております。ただ、9月でも申し上げましたように、やはり市民の盛り上がり、これがとにかくキーポイントだと思っております。そのあたりも踏まえて十分検討していただいて、ジオパーク、これからどうするかを決めていただきたいということを重ねてお願いいたしますし、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

先ほどの答弁について、消防長から答弁訂正の申し出がありましたので、発言を許します。
消防長。

（消防長 上原由隆君自席）

○消防長（上原由隆君） 先ほどの吉村議員の答弁の中で、消防吏員と消防職員に誤りがありました。消防吏員は消防学校で所定の教育を受けた者ということです。消防職員は事務のみに当たる職員ということで、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ただいまの答弁訂正については、これを許可します。

引き続き、一般質問を行います。

6 番 作田喜秋君。

(6 番 作田喜秋君発言席)

○6 番(作田喜秋君) 6 番、作田喜秋でございます。公明党の作田でございます。初めて一般質問をさせていただきます。大変緊張しております。よろしくお願いします。

私からはヘルプマーク、ヘルプカードの普及促進について御質問いたします。

先ほど、議長に許可をいただきましたので提示いたしますが、これがヘルプマークでございます。余り聞き覚えのないマークと思いますが、このヘルプマーク、またヘルプカードは、平成 21 年春、我が党の都議会議員が街頭遊説をしているとき、1 人の婦人が声をかけてきて、私には自閉症の子供がいます。この子がやがて 1 人で社会参加するようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような社会になってほしいと訴えてきました。この母親の手には、手づくりのヘルプカードがありました。そこには、家族への連絡先や支援の内容がびっしり書かれていたそうでございます。そのことがきっかけとなり、都議会で取り上げて、平成 24 年東京都で始まった制度であります。

このヘルプマーク、ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、援助や配慮が必要なことが外見からはわかりにくい方に対して配布されるものでございます。

福祉事務所長にお聞きいたします。本市でも取り組みが始まったと聞きましたが、いつからでございましょうか。お願いします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるもので、電車やバスの中で見かけたら席を譲ったり、災害時には安全に避難するための支援を得やすくするためのものです。

このヘルプマークは平成 24 年に東京都が導入したことを契機に全国に広まり、平成 30 年 9 月末現在で全国 32 都道府県で導入されており、高知県でも平成 30 年 7 月 20 日に導入され、本市でも配布が始まりました。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 6 番 作田喜秋君。

(6 番 作田喜秋君発言席)

○6 番(作田喜秋君) この配布の状況をお知らせください。お願いします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) お答えいたします。

土佐清水市でのヘルプマークの配布状況は、配布がスタートした7月が9個、8月が5個、9月から11月までは各月1個配布しており、平成30年11月末現在で17個配布しております。

県内の状況で見ますと、平成30年10月末現在、高知県全体で1,913個を配布しております。

○議長(永野裕夫君) 6番 作田喜秋君。

(6番 作田喜秋君発言席)

○6番(作田喜秋君) ありがとうございます。

次に、周知の方法についてお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 吉永敏之君自席)

○福祉事務所長(吉永敏之君) お答えいたします。

周知の方法としましては、市広報8月号で周知を行うとともに福祉事務所と各市民センターにポスターを掲示しておりますが、今後もヘルプマークの認知度を上げるためにも、市広報での定期的な周知と市内医療機関や公共交通機関、商業施設などでのポスターの掲示を依頼していきたいと考えております。

○議長(永野裕夫君) 6番 作田喜秋君。

(6番 作田喜秋君発言席)

○6番(作田喜秋君) ありがとうございます。

このヘルプマーク、ヘルプカードの認知度は、ただいま所長が言われたとおり、まだまだ認知度が低い現状でございます。あるマスコミの調査では、全国で65%の方が知らないと答えておりました。私も今回、質問するに当たり知人に聞いたところ、全員が知りませんと答えておりました。このマークの意味を周囲の方が理解してくれないと、全く役に立ちません。ただいま所長が言われたとおり、公共の施設はもちろん、医療機関やスーパー、銀行など、いろいろな方々に協力していただいて周知徹底をお願いしたいと思います。

このヘルプマーク、ヘルプカードについて、市長の見解をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今の福祉事務所長から説明がありました、この質問に当たって、私も福祉事務所長とすり合わせする中で、作田議員が持っておられたこのヘルプマーク、この7月

から市内で17個を配布したということですが、まだ町でも見かけておりませんので、その認知度の低さというのは、まだまだかなというふうに考えておりますし、高知県ではこの7月からスタートいたしまして、この6月29日に高知県におけるヘルプマーク導入のための統一ガイドライン、これが高知県の地域福祉部障害福祉課から配布されて、これに沿った取り組みをしているところでありますが、本当にこのヘルプマークをさらに普及させ、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方が日常的にさまざまな援助が得られるように、引き続いて周知・啓発活動を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 6番 作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。

次に、外国人観光客への情報提供について質問いたします。

国内に多くの観光地を有する我が国にとって、観光業は主要産業であります。また、政府は東京オリンピック、パラリンピックが開かれる2020年までに年間の外国人観光客を4,000万人までふやすことを目標とし、観光立国の実現を目指しております。

こうした中であって、9月には台風21号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響が出ました。とりわけ外国人観光客にとっては多言語での災害、交通、避難情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。

本市においても観光業は主要な基幹産業であります。近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフ大地震。それに伴う大津波が予想されることから、外国人観光客に対しても災害時の支援体制が大事になると思います。

そこで、観光商工課長にお聞きいたします。市内にあります、観光案内所等にあるパンフレットは何か国語で表記されておりますか。また、内容等がわかればお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

国内観光が伸び悩む中で、外国からの誘客というのは大変大きな課題であると思えます。

本市においても、「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、インバウンド観光の推進を掲げ、台湾からのインターン生の受け入れやパンフレットの多言語化、観光スポットのWi-Fi化に取り組んでいるところです。

また、平成28年度より観光商工課に外国語専門員を配置いたしまして、観光案内所との連

携を図るほか、本年８月からは一般向けにも対応できる英語化等に関する相談窓口を開設して対応しているところです。

質問の観光パンフレットの多言語化についてですが、観光案内所等で多く使われています情報量の多い本市の主となるパンフレットは、日本語・英語・韓国語・ほかに中国語を２種類、これは中国本国で使われている、主に使われております簡体字のもの、それから台湾等で使われております繁体字のもの、合計５種類を作成しております。また、平成２９年度には、志国高知幕末維新博の事業を取り入れまして、市内の飲食店マップにつきまして３カ国語対応としてつくっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ６番 作田喜秋君。

（６番 作田喜秋君発言席）

○６番（作田喜秋君） ありがとうございます。

次に、爪白・竜串の再開発によりまして外国人観光客もふえると予想されますが、これから新たに作る案内板等について外国語表記はできないものか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

現在開催されております志国高知幕末維新博におきまして、ジョン万次郎資料館の改修にあわせ、資料館案内板につきましては英語表記を追加したほか、ユニバーサルデザインとなる表記図を取り入れております。

また、竜串エリアの再開発につきましては、国・県・市で今協議を続けておりまして、観光案内版とか誘導看板につきましては、なるべく英語表記は追加をしようということで協議もしているところです。

また、既存の観光案内板につきましては、設置の新しいものについては英語表記がされているものが多くありますが、板面のスペース等の問題もありまして、他の言語表記まではできていないのが現状であります。

予算等の関係もありますが、今後新設や改修の際には、できるだけ外国語表記を加えるよう検討したいと思っておりますし、国・県がつくるものについても働きかけはしていきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） ６番 作田喜秋君。

（６番 作田喜秋君発言席）

○６番（作田喜秋君） ありがとうございました。

続いて、危機管理課長にお聞きいたします。

災害時に外国人観光客に対し、避難の情報はどのように伝えるか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

先ほど、作田議員も申されましたように、近年多発している突発的な災害時の外国人観光客に対する災害情報の提供が不十分であり、対応を強化すべきとの報道が多くされております。

最近では、ことしの6月に発生いたしました大阪府北部地震では、自治体よりはホームページで多言語で情報発信したり、多言語対応の相談窓口を開設したが、居住外国人を対象としたものが多いことより、観光客に対するケアが不十分であったとの指摘もされております。

その後も関西地方に甚大な被害をもたらしました、9月3日、4日の台風21号や、9月6日の北海道胆振東部地震の際にも、外国人旅行者が情報不足により混乱が生じており、これらを受け政府は9月28日に非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策を決定いたしました。対応策といたしましては災害アプリの刷新、SNSによる情報発信、多言語コールセンター開設などとなっております。

この対策の中で、種々の対応策が示されている中で、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ、セーフティーチップスの活用が本市の現状の中では最も有効ではないかと考えております。

このアプリは、訪日外国人旅行者が安心して旅行できるように、国土交通省観光庁が平成26年10月より提供しているもので、英語を初め中国語、韓国語に対応しており、機能といたしましては、緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等の災害情報をプッシュ型で通知してくれ、ことしの3月からは自治体が発令する避難勧告等の情報も受信できるようになっております。また、避難所の情報等もリンクを介して閲覧できるようになっており、災害時に取るべき対応方法等も掲載されております。

外国人旅行者の情報入手手段はインターネットが主流であるようですので、外国人旅行者が情報を求めて本市ホームページ、本市ホームページも英語・中国・韓国語の表記が可能となっております。それを閲覧すると思われますので、本市ホームページにリンクを張っておき、このサイトへ誘導することで有効な情報を入手していただけるのではないかと考えております。また、先ほどの観光課長の看板の多言語表示の部分につきましては、本市においても誘導看板のデザインは、JIS規格に沿ったユニバーサルデザインの看板の整備を行っており、言語表記につきましては昨年度の設置分よりですが、日本語の下に英語表記をするようにしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 6 番 作田喜秋君。

（6 番 作田喜秋君発言席）

○6 番（作田喜秋君） ありがとうございました。

本市を訪れた外国の方が安心して観光して、また来たいなと、こういうふうに思ってもらえるよう、さまざまな配慮をしていくことが大事であると思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10 番 前田 晃君。

（10 番 前田 晃君発言席）

○10 番（前田 晃君） 日本共産党の前田晃です。通告に従いまして、早速ですが 2 点の質問をいたします。

まず 1 つ目は、学校給食にかかわっての質問であります。県下で唯一、小中学校の学校給食を実施していなかった本市が、やっとこの 6 月から学校給食が始まりました。給食開始に当たっては、施設、設備などの条件整備から始まって実際の給食実施に至るまで、全てが一からの出発でありました。立ち上げでありましたので、教育委員会も学校現場も大変な苦勞をされたことと思います。改めて学校給食の立ち上げに奮闘された皆さんのこれまでの勞をねぎらいますとともに、感謝を申し上げたいと思います。本当に御苦勞さまでした。学校給食は始まったばかりですので、引き続きの御尽力をよろしくお願いしたいと思います。

さて、この給食の開始からほぼ半年が経過しまして、教育委員会では一定の総括もされているのではないかと思います。

そこで、学校教育課長にお尋ねをいたします。これまでの給食について、子供たちの感想や保護者の声及びその問題点、課題などが明らかになっておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

子供たちの給食の評判につきましては、給食が始まって 1 カ月が過ぎた 7 月に、給食に対してどう受けとめているのかを把握し、今後に生かすため全小中学生を対象にアンケート調査を

実施いたしました。

アンケート項目は、小中同じで「給食はおいしいですか」「1回の量はどうか」「味の濃さはどうか」「料理の温度はどうか」の4項目を5段階で評価するものと意見や感想、要望などを自由記述するものというものでした。

結果としまして、「給食はおいしいですか」の問いに、「とてもおいしい、おいしい」が小学生で76%、中学生で42%となっており、自由記述で「おいしい給食をありがとう」「給食が楽しみ」といった好評的な意見が、小学生で198人、中学生で72人おり、多くの教職員からも「他の市町村と比べておいしい」という意見をいただいているところであります。

なお、保護者に対しましては調査を実施しておりませんが、給食センターでの試食会に来ていただいた保護者からは、「おいしかった。また来たい」などの声が聞かれているところであります。

また、給食を開始したころは、御飯の配分になれていなかったため、最後の子供の分が足りなくなり配膳をやり直した例や、子供たちの食べる量に個人差があるため配分の調整に時間がかかっておりましたが、現在では、子供たちもなれてきているところであります。

今後子供たちの声を大切に、学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 総務文教委員会の中でも、アンケートの結果なんかの話を聞かせていただきました。今、課長の答弁ありましたように、子供たちの感想としては大変おいしいと。総じてですね、そういう感想だということでありまして、給食の実施については自校方式が一番ね、おいしさの点では際立ってますけれども、センター方式でもおいしい給食がね、できるんだという一つの例ではないかと思ひまして、大変スタートとしては合格点かなということをおもひますけれども。私も学校現場の先生方に聞いたときに、残食が少ないということをおもひましたので、それもやっぱり一つね、おいしさのあかしかなと。当初は量が少なくてね、足りないのではないかなという話もしましたが、どうもやっぱりおいしさがそういう結果を生んでるということのようでして、よかったと思ひます。できれば、また保護者の声もですね、ぜひ聞いていただきたい。特に給食費の負担の件なんかについてはですね、ぜひ行って声も吸い上げていただければというふうに思ひます。

立ち上がりですので、いろんな声や要望が出されていろんな対応に追われたかと思ひますけれども、教育委員会の皆さんには引き続き、先ほども課長の答弁ありましたけれども、学校現場の声をしっかりと聞いていただいて、条件整備を通して、この給食がスムーズに実施できる

ようお願いをしておきたいと思います。

それで、さて9月の初めだったと思いますけれども、高知新聞の読者の「声ひろば」欄に、学校給食を無償にという題で、市内のある区長さんの投書が掲載されておりました。読まれた方もおいでだと思いますけれども、その投書の内容を簡単に紹介させていただきたいと思います。

この方は、去年の議会報告会に参加をして給食費の無償化について尋ねたそうなのですが、給食費の徴収方法と勘違いをされたということがあったそうです。そのことについて、市の議員には給食費無償化のビジョンがないのではないかと苦言を呈した後ですね、文科省の調査によると、全国では76の自治体で給食費の無償化が行われており、四国ではまだどこもやっていない。選挙で当選した議員の皆さんは子育て支援の一環として、この給食費の無償化を検討したらどうか。他の自治体に先駆けて実施をすれば、清水の学校に子供を通わせたい保護者がわんさかとふえるかもしれないといった内容でありました。前もって、教育長と市長には、この今御紹介をいたしました投書のコピーをお渡ししておりますので、読まれた感想をそれぞれお伺いできればと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） 感想ということですので、かいつまんでお答えしたいと思います。

学校給食につきましては、食べるという体験を通じて栄養バランスの取れた食事のあり方を学ぶとともに、みんなで準備や食事等を行うことによって社交性や協同精神を養うなど、単なる昼食をとるものではなく、学校における教育活動の一環として実施しているものであります。

新聞の御意見にも書かれておりますが、文部科学省の学校給食費の無償化等の実施状況調査によりますと、1,740自治体のうち、小・中学校とも無償化を実施している自治体は76、小学校のみ無償化を実施している自治体は4、中学校のみ無償化を実施している自治体は2、となっており、現在のところ、高知県下では小中学校とも無償化を実施している自治体はありませんが、土佐町や本山町においては来年4月からの小中学校給食費無償化を目指して取り組みを進めているところであります。

本市の学校給食につきましては本年度開始したもので、安心・安全でおいしい給食の提供に向け、検討を重ねているところであります。

学校給食費の無償化につきましては、今後の検討課題と認識しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 教育長は大変真面目に優等生な感想、前田議員、これは感想ということと構いませんか。教育長は政策提言という側面から感想を述べたと思います。私は、この投書に対する感想ということですので、文面といいますか、文脈から推測しながらちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、議員が言われました、これ議員からいただいたものですが、市議会報告会の席上、給食費の無料化について列席議員のお答えを聞きたいと質問したのだが、給食費の徴収方法と勘違いされたようだ。市議会議員側に給食費の無償化というビジョンそのものが欠落していたからだろうと。これは議員の認識不足を指摘というよりも、批判の文章になっているのではないかというふうに私は感想として思っております。後のほうはですね、そこで、今回の市議会議員選挙で当選された皆さん方に提案します。学校給食費の無償化を検討してみたらどうか。これは議員が試されているのかなという感想であります。ただ、最後のほうにですね、ほかの自治体に先駆けて実施することにより、子供は土佐清水市内の小学校に通わせたいと考える保護者がわんさかとふえるかもしれない。子供たちが大勢押しかけるような、そういう表現になっておりますが、これはですね、やはり物事の本質や道筋を、これは大変投書した方を批判するわけではありませんが、私の率直な感想でありますので、そういうふうに聞いていただきたいと思います。物事の本質や道筋を深く考えずに、原因と結果などを性急に結びつけてしまう短絡的な考えだと私は思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。私が感想を聞いたのがよくなかったかなと、今思ってますけれども、この問題、私はですね、これを読んだときに議員はもっと勉強せよというお叱りだというふうに、まず受け取りました。それから、選挙で新しくなった議会は執行部の追認ではなくて、政策の提案をすべきだという激励のエールだと私は受け取りました。一つの投書でありますからね、いろんな形の受け取りはあろうかと思っておりますけれども、そしてこの投書は、教育長の答弁にもかかわりますけれども、本市の学校給食の先を見越した見識のある声だと私は受け取りました。

先ほど、教育長の答弁の中で、文科省の無償化の実施調査の説明がありましたけれども、私もそれを今お話ししようと思ったんですけれども、先ほどのとおり、全国では給食の無償化というのは大きな流れになっていまして、つづめて言いますと大体3割の既に自治体で1,740自治体ありますけれども、この給食の無償化や一部補助ということが行われているのが今の実情であります。本市の場合は、学校給食が始まったばかりですので、私もちょっと去年の段階では無償化はちょっと早いかなと。もう少し様子をというふうに思っていましたけれども、この投書を読みまして、やっぱりこれはスタートからの課題だなというようなことを私は感じ

ました。義務教育の原則、それから経済的に苦しい子育て世代の状況からいえば、早い段階からこの給食費の無償化、そして一部補助・軽減を検討して対策を講じることが、私は求められているというふうに思います。

この給食費無償化の根拠はですね、憲法２６条の義務教育無償の原則です。憲法で義務教育は無償だとうたっているにもかかわらず、無償なのはいまだに授業料、教科書。この教科書については御承知のとおり、高知市、高知県民の戦いによって無償化を実現したということなんですけれども、それ以外の授業に必要な副教材。テスト、ドリル、資料集など、文具など、それも含めて全て自己負担のままとなっています。給食も、やはりこの憲法２６条に含まれるものとして無償化すべきではないでしょうか。

本市の給食費は小学生が１食２７０円、月額が４,７００円、年額１０カ月実施するとして４万７,０００円。中学生が１食３００円、月額５,２００円、年額で５万２,０００円となっています。給食費としましては平均的な額だと思いますけれども、これは１人分の負担ですので、兄弟では人数分だけふえ、例えば小学生２人の兄弟になりますと、月額９,４００円、年額が９万４,０００円。３人兄弟だと月額１万４,１００円、年額だと１４万１,０００円となって、家庭の経済的負担は相当なものになると思います。

教育長にお尋ねをします。これまでも副教材費やクラブ活動費、ＰＴＡ会費などの教育費、これ文科省の調査によりますと、小学校は年間大体１０万円、中学校であれば１８万円の負担があるということのようですけれども、これらが家計にとって大きな負担となっておりましたけれども、さらにその上にこの給食費が加わることで子育て世帯の負担はこれまで以上に重くなっているというふうに思います。教育費の保護者負担軽減のためにも給食費の無償化が求められていると思いますけれども、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

学校給食費の無償化等につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおりで、全国で小中学校とも無償化を実施している自治体は４．４％、小学校のみ無償化などを含めましても４．７％の実施状況となっております。

給食費の軽減につきましては、教職員や小中学校保護者、市民代表などで組織した土佐清水市立小中学校給食検討委員会におきまして、多子世帯に対する補助等について検討を行ったところであり、検討の中では多子世帯に対する補助につきまして、委員より県内の市や幡多郡内で実施しておらず、また、給食費は食材費のみとしており、他の市町村と比較しても高額でないこと、対象外となる世帯の理解が得られにくいのではないかなど、などの意見が出され、現在に

至ったところであります。

本市では、現在、住民税均等割以下の準要保護世帯の小学生 76 名に対し、328 万 3,200 円。中学生 34 名に対し、163 万 2,000 円。合計 110 名、491 万 5,200 円。特別支援学級に在籍する小学生 10 名に対し、21 万 6,000 円。中学生 2 名、4 万 8,000 円。合計 12 名に対し 26 万 4,000 円の支援をしているところであります。

学校給食費の無償化につきましては、やはり今後の検討課題と現在のところ考えておる次第であります。

○議長（永野裕夫君） 10 番 前田 晃君。

（10 番 前田 晃君発言席）

○10 番（前田 晃君） ありがとうございます。

低所得の子育て世帯に対しましては、今、お話ありました就学援助制度や生活保護の制度がありまして、その負担軽減はある程度できているかなというふうに思われるかもしれませんが、この生活保護自体も捕捉率が 2 割程度ですので 8 割の世帯については捕捉ができてないという問題。

それから就学援助にかかわっても、本市の場合は住民税非課税世帯ですよ。これもはっきりはわかりませんが、4 人世帯でおおよそ年収 200 万円から 290 万円ぐらいの間、それ以下の世帯かなというふうにお話を聞いたらそういうことでしたけれども、それが対象となっています。その超えるあたりのね、ちょっと超えるあたりがなかなかやっぱ大変なんですよね。その境界の世帯というのは最も重くなっていますので、そういう点で言いますと、この生活保護を受けていない世帯とか、境界にある世帯の負担を軽減する無償化というのは大きな課題になると思います。検討委員会のほうで多子世帯の検討をしているということで、まだよっしゃということになっていないみたいですが、引き続き現状をですね、保護者の声をしっかりと聞いて対応していただければというふうに思います。

それから、また給食費の無償化ですが、この投書で触れられておりましたように、子育て支援や少子化対策として、市の施策の大きな柱になると思います。

市長にお尋ねをします。本市では、市長の掲げる子供は宝という基本政策に基づいて、高校生までの医療費の無料化など、市独自の子育て世代への積極的な支援策がとられています。さらに、この給食費の無償化が実施されますと、この子育てするなら土佐清水市へとアピールできる大きな力になると思います。短絡的というふうに、さっき言われましたけれども、決してそんなことはないと思います。市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私が短絡的と言いましたのは、子育て全般の中でのここの部分だけ捉えて考えるのが短絡的というふうな考えで言いましたので、そこら辺、御理解をいただきたいと思います。

この問題についてはですね、学校給食費の無料化、実施した場合の財政負担、財源の問題、この対策などの課題というのが大きな問題でありまして、全国的な動向、それから県内の市町村、本山町と、それに今回土佐町がもう既にやるということで表明しておりますし、県内の状況についてもやっぱり注視していきたいと思っております。

ただ、やっぱり暮らしに憲法をという前田議員でありますので、先ほどの教育無償原則の憲法26条ということでありました。

また、やはり憲法14条という法のもとでの平等ということから言えばですね、はっきり言いまして、この給食の無償化も含めて、医療費の無料化の問題もそうですし、社会保障の問題もそうなんです、やっぱりこれは基礎自治体でばらつきがあるというのは、憲法で言われるところの、これは問題が一つには私はあるというふうに考えております。これは何も医療費、それから社会保障も含めて、やはりこれは国の責務で、やはり平等に日本全国どの自治体でもそろえた形で行うのが、これが国の責務でありますので、ぜひ、そのことも日本共産党、国会でも十分突き上げていただいて、ぜひ、そのようになるよう御支援の程よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私が代表であれば、今のお答えに答弁はできますが、代表ではありませんので何とも言えませんけれども。市の行政の施策というのは、これは憲法に基づいてやってるわけですね。ですから憲法の原則を市政というのは具体化するわけですから、そこがやっぱり柱だと。憲法を暮らしの中に、憲法を市政の中にとというのは、その精神がありますのでね。ぜひ、憲法に基づいた行政ということをお願いしたいと思います。

市長言われるように、社会保障にかかわるような問題はですね、やっぱり国の政策の問題だと思います。清水が高校生までの医療費無料化しているのも、国がこれをやれば本当に大きな政策、力になるんですけれどもやってませんのでね。だから一般財源の中で、市はそれを市民の福祉向上、子育て支援ということでやっているわけですね。これは大いに評価できるということだというふうに私は思っています。そういった点で、全体の行政のばらつきができるということがありますが、やっぱり憲法の精神に基づいて、市民の命と暮らしを守ることが、やっぱり市政の大きな柱だと思いますので、可能な範囲でこの給食費の無償化についても頑張ってくださいというふうに思います。

新聞報道によりますと、先ほどからお話がありましたけれど、土佐町、本山町、これは食育

を理由に、土佐町は来年４月から小中児童生徒、約２３０人、給食費の無償化を予定しているということであります。高知県での給食費無償化の第１号ということになりそうです。

本市では、来年度の給食費の総額ですけれども、給食期間１０カ月で計算、これ私が勝手に計算をしたんですので、ちょっとどうか分かりませんが、おおよそ３,３００万円。小中合わせて６７２名ほどになりそうです。この給食費の保護者負担を、さっきから言ってますように公費で何とか賄うことができないかと。ここがやっぱり大きな課題だというふうに思っています。財政状況が厳しい中ではありますけれども、この教育現場や子育て世代にとってはもちろんですけれども、地域にとっても、この給食費の無償化の意味は私は大きいというふうに思っていますので、無償化、あるいは一部補助、軽減の検討、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

さて、学校給食にかかわってもう一つ確認をしておきたいことがあります。それは学校給食の食材納入業者の選定にかかわる問題です。この件につきましては、これまでの経過の中で一定の解決を見た問題であります、公正・公平が求められています市政及び市議会のあり方や信頼にかかわる問題でもありますので、ここで取り上げておきたいと思ひます。

学校教育課長にお尋ねをします。平成３０年度、本年度の学校給食の食材納入指定業者の選定をされた業者の中に、当時議員であった者が代表取締役をしている業者が入っていたということについて、教育委員会としての総括がなされておりましたら、その内容を御説明ください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

このたびの学校給食の実施に当たっては、食材の衛生管理と安定した確保が不可欠であり、また、市内の経済にも好影響を与えるものであることから、できるだけ多くの業者に参入していただくことを目指して、市広報による周知等を行い、現在、順調に納入がなされているところであります。

議員御質問の、当時市議会議員に在籍した方の会社につきましては、食材納入登録業者となっておりましたが、納入前に辞退届が提出されたところであります。公職選挙法第１０４条に、地方公共団体の議会の議員または長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第９２条の２、または第１４２条に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、当選の告知を受けた日から５日以内に同法第９２条の２または第１４２条に規定する関係を有しなくなった旨の届け出をしないときは、その当選を失う、と規定されております。

また、地方自治法第９２条の２には、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共

団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることはできない、と規定されており、学校教育課といたしましては、登録書を提出する際には、これらに該当しない業者・議員が提出したものと判断しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 詳しい御説明ありがとうございます。

学校給食指定業者の募集はことし2月の広報に掲載をされたということですが、それを見て業者の皆さんが申し込みをしたわけですが、学校教育課長に続けてお尋ねをします。

納入指定業者の決定については、どのように行われたか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校給食は、魚介類及びその加工品や青果物、肉、卵、調味料など多種多様な食材が必要であり、それを一つずつ発注することは困難であります。そのため、納入業種を青果物全般、魚介類及びその加工品、青果物全般及び魚介類及びその加工品を除く業者のうち、見積入札が適する業者と適しない業者の4グループに分け、青果物や魚介类等、天候などにより価格が大きく変動するため入札に適さないと判断される業種を除く業者に対して、一定数の購入量が見込まれる麺、豆腐、卵、しょうゆ、みりん、酢など14種類の見積書の提出依頼を行い、最も安価な見積書を提出した業者を納入業者としたところであります。

また、入札に適しないと判断した業者に対しましては、グループごとに集まっていただき、青果物の業者に対しましては1カ月ごとの輪番制とし、魚介類については1業者を窓口として取り扱うこととしたところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございました。

食材の種類によって入札、あるいは輪番というふうな形で対応したというお話でした。

それでは、教育長にお尋ねをいたします。そういう形で、結果選定をされた、この納入指定業者の中に、当時議員であった者が代表取締役をしている業者、法人が含まれていたというこ

とにつきまして、教育長はどのように認識されているか。さっきの答弁と重なると思いますけど、極力簡単をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

市議会議員の兼業禁止などに関する法令につきましては、先ほど、学校教育課長が答弁いたしましたとおりで、地方自治法第92条の2の実例としまして、主として同一の行為をする法人とは、当該地方公共団体に対する請負または経費を負担する事業につき、その団体の長もしくは、その団体の長の委任を受けた者に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものをいうとされ、主としての意味は、当該会社の業務の主要な部分が団体もしくはその機関との請負によって占められている場合を指すものと解されるが、具体的には個々の事実によって判断するほかはない。なお、団体等に対する請負額が50%以上を占めるような場合は、明らかに法に該当するものと解される、とされております。

このたび登録書を提出した前議員は、これらに該当しないものと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） これまでの答弁にもありましたように、地方議会の議員につきましては、自治法の92条の2で兼業が禁じられておりますが、これは議員が自治体との間で利害関係を持つことを禁止することで議会の公正な運営を確保するという、そういうものだと言われております。近いところでは、この3月に馬路村の村議が20年来行っていた村への土地の賃貸、これは温泉の駐車場約550平方メートルを年間約19万円で賃貸をしていたということですが、これも兼業禁止規定に抵触するとして議会の決定でこの村議が失職をしています。もちろん、議員は営利事業を営むことができますし、民間企業等の役員につくこともできます。しかし、この規定によりまして、議員は自治体との直接の請負や契約関係に立つことはできないということになっています。個人経営の議員の場合は、自治体との間で請負や契約をすることは取引量に関係なく兼業禁止に該当するとされておまして、さきの馬路村の例がそれに当たるのだろうというふうに思います。しかし、議員が法人役員の場合には、法人の取引量により兼業禁止に該当するかどうかが決まるようで、先ほど教育長お話ししましたが、そのラインは判例上では法人の決算額や全業務量などのおよそ半分、50%だというふうに言われています。当該議員は法人の代表取締役でしたので、市との食材納入契約が兼業禁止に該当するかと

うかは法人の取引量の割合によって決まることになります。

学校教育課長にお尋ねをします。この法人の取引量の割合に関するチェックや調査はやるのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

このたびの学校給食は、本年6月より始まったもので、青果物全般を初め、魚介類及びその加工品などの購入量や費用が、当該法人において経理上どの程度になるものかなどについては、翌年度にならないと把握ができないものであります。

また、これまでも御答弁いたしましたとおり、登録書を提出した前議員は、地方自治法第92条の2等、関係法令に該当しないと判断した上で提出されたものと受けとめており、法人の取引量等についての調査は行っておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 法令上、取引量のそういった調査はしなくてもいいということなのかもしれません。私もですね、税務署やそれから税務課のほうへ行って、法人の決算なんかはね、教えてもらえないかと。これはもう第三者には教えないことになっていきますということでしたので、ただ、調べようと思えば市の中ではね、私は調べることができるんだろうと思います。そういった法的義務がないと言われればそれまでのことですけれども、私は、今回のケースでも兼業禁止に該当するかどうか。これは取引量が50%を超えているかどうかをやっぱりチェックしないとわからないことですので、これはチェックする必要があったのではないかと、いうふうなことを思います。もし、これが兼業禁止に触れると、該当するというのであれば、また一からやり直さないかなりますよね。だから、そういう点でいうと、法的義務がなくてもやっぱりチェックをする必要があるのではないかなというように思います。

この兼業禁止を厳しく適用しますと、人口の少ない市町村では事業の発注なども難しくなると。行政の機能が十分に果たせなくなるという声もあります。馬路村のケースでも、村の必要性から温泉施設の駐車場に貸していただけで、失職は厳し過ぎるのではないかと、いう声もあると聞いています。また、この兼業禁止を言い過ぎると議員のなり手もいなくなるという声もあります。村の総会が課題となりました大川村ですけれども、これは議員に立候補しやすくするために兼業禁止を緩和する条例を検討しているということも最近ありました。小さな自治体の、こういった事情も理解ができますし、いわゆるグレーゾーンの取り扱いになっている現状も私

もわからないわけではありません。

しかし、今回の業者選定が問題だということで取り上げましたのは、これは市民からの疑問の声があったからなんです。それは、学校給食の食材納入業者の中に議員が社長をしている業者が入っているが、これは兼業禁止に当たらないのかという内容でありました。

副市長にお尋ねをしたいと思います。自治体の大小にかかわらず、市政運営において、とりわけこのグレーゾーンにかかわるような問題への市民の疑問や疑念については、市はしっかりと説明責任を果たさなければならないというふうに思うわけですが、今回の選定問題と兼業禁止について、副市長の御所見を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

兼業禁止についての私の所見ということでございますけど、先ほど、学校教育課長、教育長が答弁したように、普通地方公共団体の議会の議員の兼業禁止につきましては、地方自治法第92条の2の規定及び公職選挙法第104条の規定により、議員の兼業については制限が設けられております。このことについて、選挙管理委員会、議会事務局に何うと、選挙管理委員会では市議会議員選挙が行われる事前説明会で予定候補者に対して候補者の手引、これですけど、皆さんも御存じだと思いますけど、候補者の手引を配付し、議員の兼業禁止の説明を行っているということでございます。また、議会事務局では、選挙後に行う新任議員会議の場において資料を配付、これが資料でございます。皆さんも御存じだと思うんですけど、議員の兼業禁止について説明を行っているところでございます。

以上のことから、市議会議員を目指す予定候補者及び当選された議員さんは、この兼業禁止について理解されているものと存じますし、当選される議員さんは法令等には見識がある方々が当選されてきているというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この食材納入業者の選定について、法令上は市には問題ないというふうに私も思います。しかし、さきに触れましたように、市は食材納入契約の一方の当事者になるわけですから、疑念を持っている市民に対してはしっかりと説明をする責任があると思います。今後は、議員が関係する業者、法人と市との契約、請負の取り扱いについては、市民目線に立って必要な調査をし、そして公正な立場で対応されることをお願いしておきたいと思います。

この食品納入業者の選定につきましては、今、市側の問題として指摘をしてきましたが、実はこの問題の核心といいますのは、言うまでもなく、これは何よりも議員・議会、私たちの側のセルフコントロールに当たる問題です。李下に冠を正さずと言われるように、市民に疑念や疑惑を持たれない議員と議会のあり方こそが問題の本質です。

四万十市議会は一昨年、議員政治倫理条例を制定しまして、請負契約等の辞退を規定する第4条で、市民に疑惑の念を生じさせないために、議員が役員をしている企業のみならず、配偶者や二親等以内の親族が経営する企業は市との間での請負や契約等を辞退するというふうに定めています。地方自治法92条の2を上回る自己規制を議員みずからに課しています。

私たち土佐清水市議会も、この先進の議会に学びつつ、何よりもみずからを律することができる議会となるよう努力すべきだということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

時間がなくなってまいりました。2つ目はジオパークについての質問です。

26年から始まった本市のジオパーク認定に向けた取り組みは、ジオパーク推進室や推進協議会を中心にさまざまな活動を進めてきましたけれども、残念ながら2年連続で認定見送りとなってしまいました。しかし、この間の取り組みは本市の自然や産業、歴史、文化、そういった魅力を再確認できるという実践が積み上げられ、また、環境保全による持続可能な地域の発展を目指すという道筋が示されたという点で大いに評価できるものだと思います。

しかし私は、このジオパークの理念や取り組みは評価はしつつも、認定ありきの取り組みについては見直すべきではないかと考えています。その観点から質問を行い、提案もさせていただきたいと思います。

それでは、認定にかかわるこれまでの経過について、観光商工課長にお尋ねいたします。昨年の一回目の申請は1次審査で認定見送りとなりました。その理由については、日本ジオパーク委員会の審査結果報告書、6月9日付で示されていますけれども、そこで指摘をされた見送りの理由と、それを受けて市は何を課題とし、そして何に取り組まれたか。それをお伺いしたいと思います。申しわけないですが、簡潔にお願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

平成29年度に1次審査で認定見送りという結果をいただきました。その主な理由につきましては、（1）説明が地質学的事象に偏っており、本市ならではの大地と暮らしのストーリーが描けていない。（2）地球科学的価値が正しく評価されていない。（3）ジオパークを使ってどうしたいのか、目的設定と達成のための運営体制の構築。この3点が挙げられます。これ

らはまた同時に課題ということになろうかと思います。

この課題に対して、観光や商工振興、環境保全などに携わる担い手が参加したチームが中心となって、次世代につなげる人づくりをジオパーク構想の目的に再設定するなど、課題克服に取り組んできたところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

続けて、観光商工課長にお尋ねをします。

ことし2回目の申請では、今、答弁ありました取り組みなどが生きたことと思います。1次審査は通過しましたがけれども、最終の現地審査で再び認定の見送りとなってしまいました。見送りの理由については、今回も審査結果の報告書、これは10月10日付に示されているわけですが、今回の見送りの理由と、それを受けて今度は何が課題だというふうに考えられておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本年度見送りの主な理由としては、2点が挙げられると考えています。

一つは、ジオパークを通して土佐清水の価値が明確になっていない。二つ目は、ジオパークによる観光振興への寄与が不十分、ということです。

これらについては、地域住民とのかかわりを多く持ち、情報を共有すること。また多様な分野の専門家と連携を深め、竜串地域再開発におけるジオパークの役割を明確にし、進めていく推進体制を構築することが課題だと捉えております。

一方で、審査結果報告書では、2017年の認定見送り以降、プロジェクトチームを結成して取り組んだことや、竜串自然再生や椿再生プロジェクトなど、従来からの地域学習とジオパークの連携が見られることなど、すぐれているというふうに評価もされているところです。これは今までの取り組みが一定評価され、今回現地審査まで進んだ結果なり成果だというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 1回目の取り組みの成果があらわれているというふうに私も思います。

それでは、市長にお尋ねをいたします。ジオパーク認定が2年連続の見送りという結果になったわけですが、このことについて、市長はどのように受けとめておいでか、お聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本当に厳しい現実であると受けとめております。一回目は、ちょうど去年の5月、市長選挙のちょうど投票日前日ということで、この推進協議会の会長である私が不在の中で、副会長の当時の仲田議長が、私のかわりにプレゼンに臨みましたが書類審査で見送り。そして、今回は満を持して私が参加して5月のプレゼンテーションをやったわけですが、何とか一次審査は通過したものの、現地審査で見送りと、そういう結果になったわけでありま

す。

しかしながら、関係者はもちろん、新たな連携や一体感が、このことによって構築できたこと、またジオガイドの熱心な取り組みが、ガイドスキルの向上とジオツアーの開発につながっていること。本市の活動の何が課題なのか、もう一度、この見送りになったことで明確になった。見送りになったことは本当に残念ではありますが、ジオパーク活動が着実に進展しているというふうに感じております。

先ほど、議員は認定ありきという指摘でありましたが、認定はあくまでも、これは通過点であるというふうに私は考えております。日本ジオパーク認定が目的ではなくて、あくまで目的は、このジオパーク活動によって持続的な地域の発展を目指す、これがジオパークの理念であります。また、今の土佐清水市は日本ジオパークネットワークの準会員でありまして、今、目指すと言いますか、今、行っているのは日本ジオパークネットワークの正会員になるための審査を受けているわけでありまして、その点は御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 続けてお尋ねをします。

12月会議の初日の提案理由の説明の中で、これまでの取り組みを再度検証し、市長はその上で日本ジオパーク認定に向けて再度チャレンジしていくことを報告会で確認したと述べました。また、午前中のきょうの吉村議員の質問でも同様の答弁をされてましたけれども、3度目の挑戦ということを表示したわけですが、この取り組みは今もちらっと言いました、検証して本市の何が課題と考えているのか。一つか二つですね、本市の課題はこれだとなるといえることがあれば、市長、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 課題については、先ほど課長も答弁をいたしました。簡単に言えば、市民、行政、そして研究者がともに考え続ける体制、これを構築することだというふうに考えておりますし、くどいようですが認定というのは通過点というふうに思っておりますし、この2度の見送りが結果的によかったと言えるように、思えるように、そういった取り組みを前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございました。

私はですね、市長、ただいま話ありましたけれども、この2年連続の認定の見送りについて、一番の理由はジオパーク活動への市民の力が結集できていないということにあるんだろうと思います。市長の今の課題の中にも、それも含まれていると思いますけれども、この点については皆さん、誰も実感はしているのではないかなというふうに思っています。推進室の取り組みを通じて、ジオパークという言葉が本当に以前に比べると浸透してきたように思いますけれども、まだなかなかですね、ジオとは何かと聞かれて、おおよそ答えられる市民はまだそれほど多くないように思いますし、また、これまで議会報告会の中でも認定に向けて頑張れよという声もありましたけれども、聞こえてきたのは大半が否定的な意見や声で、市民の間には、それほどまだジオパークへの支持は広がっていないように私は感じております。残念ですけど。

さきに触れられました、ジオパーク委員会の2つの審査結果報告の中でも、表現は違いますが、地域住民の理解と参加が本市の課題だというふうな指摘もありまして、とりわけ一回目の報告では、地域住民、関係者全員が目指す方向や目的をそろえることが必要だけれども、それはなかなかたやすいことではないと。その合意を得るまで何年もかかると。さらに、十分な合意形成のない中の認定は、かえって地域を衰退させるというふうなまで、その報告書の中には述べています。

市長にお尋ねをいたします。この2年連続の認定の見送りの経過を見ますと、幾ら学術的な修正を施したとしても、また専門家との連携を図ったとしても、そしてまたジオストーリーを巧みに表現したとしても、とにかく理解と合意に基づく市民の積極的な協力がなければジオパークの取り組みは成功しないし、認定も実現しないということが私ははっきりしているのではないかなというふうに思います。言うまでもなく、市民の理解と合意づくりは一朝一夕にはいきません。十分に時間をかける必要があります。

市長は3度目の挑戦を表明したわけですがけれども、来年の1次審査までの残り半年の間に圧

倒的な市民の支持を得て協力体制をつくり上げることができるとお考えでしょうか。ここは一度立ちどまって、じっくりと自力づくり、市民の理解と合意づくりに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。確実にジオパークの認定を得るなら、この認定の取り組みを当面断念をして、その間に時間をかけてジオパーク活動への市民の理解と合意をつくる取り組みを進めていくべきではないかと思います。その上で、機が熟せばそのときに再度チャレンジをすればいいと私は考えておりますけれども、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでジオパークの取り組み、議会においても、その演壇の前にジオパーク構想という看板も出していただき、また議員の皆様もそろいのジャンパーを着て議会の場でもジオパークに協力していただいております。

しかしながら、これまでジオパークの取り組み、議員はもとより、議員はどれだけの方が、このジオパークの活動に参加し、ジオパークの活動を理解したでしょうか。ぜひ、そのことも議員一人一人が考えていただきたいと思いますし、前田議員を初め、各議員の皆様のこれからの御協力をお願いしたいと思っております。

今回の申請時期ということにもちょっと触れたいと思いますが、これについては推進協議会を初め、関係機関と慎重に今後協議を、対応を検討していきたいと思っております。ジオパークの取り組みというのは、日本ジオパークネットワークに認定されることが目的では、くどいようですが、目的ではありません。ジオパークの活動を通して地域の持続的な発展を図ることです。

昨年度制定した土佐清水ジオパーク構想基本計画に基づき、地域を支える人づくりという目的に向かい、保全活動、そして教育活動、経済発展、活気づくりの方針のもと、市民の皆さんと協働して、これからも普及活動に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかより一層の御協力をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） １０番 前田 晃君。

（１０番 前田 晃君発言席）

○１０番（前田 晃君） ちょっと時間が押してきていますので、途中まだお話ししたいことあったんですが、ちょっと省略します。

市長に、目的が地域振興から人づくりに軌道修正したのかという質問を挙げてましたけれども、ちょっと時間がありませんので、そこはちょっと飛ばさせていただきたいと思います。

私は、本市のジオパークの目的が、当初、観光振興、地域振興から、先ほど課長の答弁から、第１回目の報告を受けて見直しをしろと。人づくりに変わったという、それを柱にしたという

お話がありましたけれど、私はその点は大変評価できていると思っています。ただ、この人づくりという言葉は、何か人間と物を同じようにするような感じがしまして、人を育てるという意味だということはわかってますけれども、何かその別の表現にしたほうがいいのかと、そんなことも思います。

ちょっと偉そうな言い方するかもしれませんが、私はこのジオパークの活動というのは、学校現場の地域学習の取り組みにもっと学んでもいいのではないかなというふうに思っています。といいますのは、例外なく、どの小中学校も自分たちが暮らす地域を対象にした地域学習を行って来てまして、社会科、理科、総合学習の時間を使って、地域の仕事、農林水産業や工業などの見学、体験、史跡めぐり。また、海・川・山などの自然環境の観察や保全にかかわる環境学習なども行っています。私が退職前に勤めていました窪津の小学校では、校区にある節納屋の見学や漁協の協力で藻場を育てる取り組みに参加したり、また保護者や地域、外部からの講師を招いて、仕事、地域の歴史、海の環境などの学習をしてまいりました。執行部の皆さんも、きっと住んでいる地域の学校に一日先生などで招かれたこともあるんじゃないかと思っていますけれども、この学校で取り組まれている地域学習の目的といいますのは、地域の自然や仕事、暮らしを学ぶことを通して、自分が生まれ育った地域のよさを知り、地域に対する誇りや自覚を育てることにあります。どうでしょうか、皆さん、ジオパークの活動と似ていると思いませんか。学校での地域学習は、地域のよさや人々の暮らしを学ぶという点でも、また自然と生態系と人々の暮らしを関連づけて学ぶという点でも、まさに私はジオパーク活動そのものだというふうに感じています。本市のジオパークが始まって、まだ4年と少しです。調べてみたら、日本ジオパークネットワークの発足が9年前。世界のジオパークネットワークでさえ発足が14年前ということです。しかし、学校で行われている地域学習は、戦後、民主教育の誕生とともに取り組まれていますので、実に70年の歴史と実践の蓄積があるわけです。ここから学ばない手はないと思います。

もう時間ありません。教育長にお尋ねをします。学校で取り組んでいる、この地域学習についてですね、私はジオパーク活動に共通点多いと思うんです。それが今後の取り組みにも私は大いにかかわってくるというふうに思ってますけれども、小中学校の学校現場を経験された教育長は、どのような感想をお持ちなのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

詳しく前田議員もおっしゃっていましたが、また私のほうからお答えしたいと思います。

小中学校におきましては、総合的な学習の時間等々を中心にして地域学習を実施しております。

す。

各学校の主な取り組みを少し紹介いたしますと、清水小学校では、地域の産業や環境、歴史や文化などに進んで親しみ、そのよさに気づく子供を学習の目的とし、地元漁協やジョン万資料館の見学、カツオの一本釣りの体験などを行っており、足摺岬小学校では、学習の目標を地域の自然や社会とのかかわりを通して、地域に対する親しみと愛着を深めるとして、白皇神社や金剛福寺、足摺七不思議、唐人駄場と巨石など、地元の関係者等の説明を受け、足摺・松尾ガイドを作成し、発表しております。

また、幡陽小学校では、海遊館や節工場、しおさい、太陽の家、大岐福祉センター等の訪問や大敷網の見学、ジンベエスイムなどを行っており、下川口小学校では、地域の人との交流を通して子供民生委員活動や地域の戦争被害調べ、メジカ体験学習、石ぐろ体験などを行っているところであります。

本市が取り組んでおりますジオパーク活動の基本的な考え方は、地元の自然・歴史文化遺産を保全するとともに、その価値を学び教育や観光などに活用することで地域の発展を図るという地域づくり、人づくりであり、現在、各学校で取り組んでおります学習内容と重なる部分は多々あるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

あとにつながる答弁をいただきましたけれども、残念ながら時間がありません。大きな提案をしたかったですけれども、あと1分少々になります。

私、ジオパークの活動というのは、純粋にやっぱり環境保全とか、それから地域学習的な側面が私は柱だと思っています。経済活動はその上に乗っかるもんだと私は考えます。そういう点で言いますと、観光商工課に今ジオパーク推進室があるということについては、どうもやっぱり経済活動に引きずられる可能性が非常に大きいのではないかなというふうに私は懸念をします。そういう点で言いますと、教育委員会に純粋に文化活動や環境保全活動の一つの取り組みとして、この推進室を教育委員会のほうへ移すということを提案したいと思いますが、副市長、答弁お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

ジオパークの活動理念につきましては、先ほど、市長、観光商工課長から詳しく答弁がなさ

れ、一部重複になりますが、ジオパークは地質遺産を初め、地域特有の自然や文化などを保全し、それらを観光振興や教育活動に生かし、地域の持続可能な発展を目指す活動でございます。

本市の抱える地域経済の縮小や、これから地域を支えていく産業の担い手づくり、特に観光産業の推進こそは持続可能な発展のための大きな課題と捉え、ジオパークの仕組みを使って、これからの課題を解決しようとしたのがジオパーク活動を始めた理由でもあり、このことが現在もジオパーク活動推進の軸足に置くことは変わってはおりません。もちろん、教育や保全活動の両立なしでは、ジオパークの発展及び地域への根づきは望めませんので、引き続き教育機関などの連携を進めてまいります。当面、現在の組織体制の継続がジオパーク活動を推進する上では望ましい体制と認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） どうもありがとうございます。全ての質問を終わります。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 皆さん、こんにちは。

私からは部落差別解消推進法について、一般質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2年前の平成28年12月16日に、この法律が施行されました。これまでの取り組みや今後について質問を行ってまいります。どうかよろしくお願いいたします。

広報11月号の人権コーナーに、この法律についての説明が掲載されていきました。この内容を読ませていただきます。御存じですか。2016年、平成28年12月に部落差別解消推進法が施行されました。なぜ今、部落差別に関する法律が施行されたのでしょうか。1969年、昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法が、2002年、平成14年に失効した後、もう差別は解決した。もう同和問題は解決した。同和地区という言葉は使われないように、これからは同和問題以外の人権にシフトするといった雰囲気となり、法失効を口実とした同和問題離れが進められたのです。しかし、実際には2016年、平成27年に大阪・兵庫・京都に

において、悪質な部落差別文書が大量に投函されるという事件や部落の地名をインターネット上で掲載するという事件、探偵による身元調査のための戸籍等大量不正取得事件など、全国でさまざまな差別事件が起こったのです。

私たちが住む土佐清水市でも、2010年、平成22年の下ノ加江地区における差別発言、差別表示事件や2014年、平成26年の足摺岬公衆トイレにおける差別落書き事件が起こっています。

これだけインターネットが普及した現在においては、これまでのような直接的な差別ではなく、インターネットを利用した間接的な差別、悪質な書き込み等も多くなっています。つまり、これだけ事件が起き、インターネットを利用した悪質な書き込みがふえているということを考えたとき、同和対策事業特別措置法失効後も、決して部落問題がなくなったわけではないのです。

このような現実を踏まえ、部落差別の現状に向き合い、部落差別の解消のために取り組んでいくことを目的として、2016年、平成28年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されることになったのです。

人権行政に携わるようになり、差別の現実から目を背けるのではなく、立ちどまって考え、学び続けることの大切さを改めて痛感しました。皆さんも、今さらと思わず、少し立ちどまって部落問題について考え、学んでみませんかというものでした。

掲載していただいたじんけん課には感謝いたします。

私自身も、市人教の役員をやったり、市人研大会や県の大会でもレポートを発表し、皆さんと意見交換をしたり、土佐清水市じんけんフェスティバルや各地区のじんけん祭りのメンバーとして、ともに学習してまいりました。今後も、できる限りのことをやっていきたいと考えています。

それでは、じんけん課長から前半はお聞きしますので、じんけん課長、よろしくお願いいたします。

まず1点目の部落差別解消推進法の意義、必要性についてです。

2016年12月16日、部落差別の解消の推進に関する法律、部落差別解消推進法が公布され、即日施行されました。その背景には、インターネットの普及に伴う、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象が発生していること、戸籍謄本等不正取得事件や戦前につくられた全国部落調査の復刻版を出版する動きがあることなど、悪質な差別事件が起きており、今もなお続く部落差別の厳しい現状があり、さらには、特別措置法失効後、部落差別はなくなった、同和行政、同和問題は終わったなどの誤った認識や部落差別の現実を無視、軽視する考え方が広がるなどの事実があることなどから、現在もなお部落差別が存在するとの認識が示され、部落差

別の解消を推進して、もって部落差別のない社会を実現することを目的として制定されました。

そこでまず、この法律制定の意義、必要性について、じんけん課長はどうお考えか伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

じんけん課長。

（じんけん課長 小松高志君自席）

○じんけん課長（小松高志君） お答えいたします。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であると示すとともに、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めており、大変意義深い法律であると認識しています。

また、あわせて部落差別のない社会を実現することを目的とした法律であり、じんけん課としては、今後の同和行政を推進する上で指針となる法律と位置づけております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 引き続き、じんけん課長にお聞きします。

部落差別解消推進法に基づく土佐清水市の行政施策は、についてですが、この法には部落差別の解消に関し、地域の実情に応じた施策や体制の充実、さらには部落差別の解消のための教育及び啓発の必要性が明記されていますが、法制定後の人権行政施策について、市はどのような取り組みを行ってきたのか。取り組みの結果、効果や評価はどうか。担当課のお考えをお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 小松高志君自席）

○じんけん課長（小松高志君） お答えいたします。

推進法施行後の取り組みとしては、4地区の福祉センターを中心に安心して相談できる環境を整えること、身近な問題から生活支援、福祉等のきめ細かい各種相談に対応しており、昨年度の相談実績としては、布福祉センターで203件、大岐福祉センターで408件、松崎福祉センターで774件、竜串福祉センターで664件、計2,049件となっております。

次に教育・啓発活動の取り組みとしては、昨年度の実績としては、毎年実施しています人権

教育推進講座を4講座開催しました。そのうち2講座は、高知県人権権啓発センターより、講師に吉田文茂さん、池本正明さんをお招きし、「部落の歴史」、「そっとしておけば」という演題で同和問題に関する講座を実施したところです。この推進講座につきましては、毎年10月から2月の間に4講座を開催し、市民、職員に対してあらゆる人権問題に関する学習の機会を設けています。

ことしにつきましても同様に4講座を実施予定であり、そのうち2講座は昨年に続き、講師に池本正明さんをお招きし、同和問題をテーマに講座を行うこととしています。また、性的少数者の人権についての学習や、子供の人権についての研修も行うこととしています。

あわせて推進法の啓発活動では、部落差別解消推進法を土佐清水市ホームページにアップ、広報とさしみず市11月号へ掲載、推進法の全文を掲載したチラシを7月に全戸配布、職員研修等を実施したところです。

しかしながら、市民に対する周知は不十分と考えておりますので、引き続き、徹底して啓発することが必要であると考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

続きまして、引き続きじんけん課長にお伺いいたします。

行政職員のイベント等の参加についてであります。今のじんけん課長によりまして、取り組みについて相談業務であるとか、推進講座などが実施されていることをお伺いしました。これらの取り組みについては、これまでも多くの市民の参加が課題となっており、その効果や改善策の検討も言われておりました。法制定後もその傾向は変わらないようであります。

このような状況では、法制定の趣旨に反し、部落差別の解消につながっていないものと考えているところです。また、これら取り組みへの行政職員の参加が少ないことも気になるところです。特に行政職員につきましては、法に地方公共団体の責務も記載されているところでもありますので、積極的な関与も必要でありますし、職員みずからがこの法について理解を深め、市民への啓発活動を行う上でも参加し、研さんすることが重要なことだと思います。そのためにも人権イベントや研修会、人権同和教育研究大会等への積極的に参加できる体制づくりも必要かと思っています。

職員の積極的な参加を具現化する方策について、考えがあればお示しをお願いします。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 小松高志君自席）

○じんけん課長（小松高志君） お答えいたします。

昨年度の人権教育推進講座への職員の参加は、4講座で64名と少ない状況でした。そのため、今年度は係長未満の職員60名を対象に差別の実態を学ぶことを目的に、7月に4センターでフィールドワークを実施し、あわせて「部落差別解消推進法」に関する学習も行ったところであります。

また、市人教主催の土佐清水市人権教育研究大会では、川口泰司さんを講師にお迎えし、寝た子はネットで起こされる、部落差別解消推進法と人権教育の課題とした題で講演会が開催され、職員への参加の呼びかけを実施したところです。

議員の御指摘の職員の研修等への参加者数をふやすためには、じんけん課が中心となって職員一人一人に参加を呼びかけることや管理職を初め、役職ごとに組織されているグループじん研に積極的にアプローチを行い、各グループからの出席人数を決めて要請することも実施したいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） ありがとうございます。

ぜひ、今のような取り組みをお願いしますし、また、7月にフィールドワークとか推進法の勉強したということも、僕、今初めて聞きましたので、大変よかったと思います。また、ぜひいろんな取り組みをよろしく願いをしてもらいたいと思います。

職員の参加体制について、具体的に答弁いただきました。現状では職員の参加体制や部落差別解消に向けた施策、取り組み等は十分とは言えません。市民全体にもつながっているとは言いがたいように思います。市民全体への取り組みとするため、法記載のとおり、行政の施策や積極的な取り組みが必要であります。そのためには、まず差別の現状を認識すべきであります。市民意識の希薄化や特措法失効後の取り組み等も影響してか、市民の中には部落差別はなくなった、同和行政、同和教育は終わったなどの認識が依然存在するものと思われます。

そこで、この法には現在も部落差別が存在するとも明記されておりますので、まず、本市における部落差別の実態、存在について、所管課としてどうお考えなのか、見解を求めます。

○議長（永野裕夫君） じんけん課長。

（じんけん課長 小松高志君自席）

○じんけん課長（小松高志君） お答えします。

これまで同和問題の解決を目指し、さまざまな取り組みを進めてきましたが、全国的に見て、今もなお許しがたい差別事件が起こっています。

また、近年でインターネット上での書き込みやヘイトスピーチなど、新たな人権侵害が発生しています。

本市における最近の差別事件としては、平成19年2月23日、大岐浜垣地区差別落書き事件、平成22年7月6日、下ノ加江地区における差別発言・差別表示事件、平成26年2月16日、足摺岬公衆トイレにおける差別落書き事件などがあります。

このことは、潜在的に差別意識を持った人が実在することのあらわれであると考えていますので、推進法に沿って2012年に作成した人権を尊重する社会づくり行動計画の見直しも検討したいと思います。

今後においては、市民を対象とした意識調査等も行い、実態の把握に努めたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） 先ほど、アンケートについても、ぜひお願いをして、ぜひ把握もしていただきたいと考えます。

これまでの取り組みの結果、近年、土佐清水市では差別事件が発生していないようであり、一定の効果はあったのかもしれませんが、また、以前のような差別落書きや差別発言は見えてませんが、前述のように、インターネット上では無制限に差別書き込みが行われたり、全国部落調査の復刻の動きなど、環境があれば不特定多数が部落差別を目の当たりにすることになります。公にならなくても現実には発生しております。また、市民が直接関与するものでなくても、何らかの形で市民が巻き込まれる可能性もありますので、決して土佐清水市でも部落差別はないとは言いきれません。

このような状態で、同和行政の縮小、終息ということはありません。法に明記されているとおり、土佐清水市においても部落差別は存在していると私は認識しておりますし、今まで以上の行政施策、取り組みが必要ではないかと考えます。

最後にじんけん課長にお聞きします。専門課の設置、相談体制の充実についてであります。他の自治体、大分県豊後大野市では人権部落差別解消推進課、大分県宇佐市では人権啓発部落差別解消推進課などの課の名称に部落差別解消推進を付し、積極的な取り組みを行っているところもあるようです。その背景としては、国による部落差別解消推進法のほか、いじめ防止対策推進法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、ヘイトスピーチ解消法などの法整備を受け、部落差別を初めとするあらゆる差別、人権問題に対する人権教育啓発の必要性、重要性が高まっていることなどからだと思います。

特に、大分県宇佐市では、法制定後、既存の人権施策基本計画や実施計画を改訂しており、具体的な取り組みの推進を図っているところであります。単なる課名の変更のみならず、部落差別の解消に向け、積極的な取り組みを実施することが伴わなければなりませんので、土佐清水市も同様に課の名称変更とあわせ、部落差別解消に向けた積極的な取り組みを実施すべきであると思いますが、所管課としてどうお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君）　じんけん課長。

（じんけん課長　小松高志君自席）

○じんけん課長（小松高志君）　お答えいたします。

現在のところ、じんけん課及び福祉センターで部落差別解消に向けて積極的に取り組みを行いたいと考えております。中でも同和問題の解決に重点を置くために、係の再編を初め、体制の強化を検討し、あわせて相談体制の充実を図るなど、じんけん課が一丸となって取り組みを実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君）　2番　弘田　条君。

（2番　弘田　条君発言席）

○2番（弘田　条君）　じんけん課長、どうもありがとうございました。じんけん課長、終わります。

次に、教育長にお願いします。教育分野に専門職の配置をというところですよ。

続いて、人権教育に関する取り組みについて伺います。部落差別の解消に向けた学習は、特措法施行時には学校教育の分野でも十分に行われていたと記憶しておりますが、2002年の特別措置法失効により、同和問題が個別的な人権課題の中の一つとして捉えられ、学校における部落問題学習の取り組みが弱まっていったのではないかと思います。もちろん、特措法失効後も市内の学校では人権学習の取り組みは行われていましたが、児童生徒の学習が知識の伝達のみにとどまり、部落差別をなくす実践や行動につながる学習に結びついていないのではないかと思います。また、教職員自身の同和問題に対する理解も不十分ではなかったのかとも思います。その結果が広報に記載のあるように、法の失効を口実とした同和問題離れやインターネット上での部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みにつながっていったのだと思います。この法には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に対する教育及び啓発の必要性が明記されております。その解消のためにも、やはり以前のように教育を充実させることが重要であり、特に学校現場での取り組みは必要不可欠だと思います。学校現場での教育のより一層の推進に向け、以前のような同和教育主任の配置とまでは申しませんが、教育委員会内にも、部落差別解消に関し専門職員を配

置し、各校の調整を行うことなども必要かと思いますが、専門職員を配置・増員し、教育を充実させる考えはないか、教育長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

部落差別につきましては、部落差別の解消の推進法にうたわれているとおり、今なお存在しております。教育委員会といたしましても、部落差別の解消とあらゆる人権に関する問題への取り組みを積極的に推進しなければならないと認識しております。

小中学校における人権教育、特に部落差別解消に向けた学習につきましては、従来は学校に同和教育主任を配置しておりましたが、現在では、人権教育主任を置き、人権教育を推進するための全体計画、年間学習計画等の作成や校内研修の企画や実践などを行っております。

また、各学校の人権教育主任で組織した会合においては、同和教育を学校で子供たちにどのように教えれば理解しやすいか、市として統一的な指導法などについて検討を重ね、それに基づき、各学校では全教職員の共通理解を図りながら、各学年・学級で児童生徒の発達段階に応じて特別活動や各教科の時間を利用し、全教育活動を通して取り組みを進めているところであります。

また、毎年、新たに本市に赴任した教職員を対象に、本市の同和教育の理解と推進などを図るため、4地区を輪番として研修を行っており、子ども会や市教研、解放文化祭などにも積極的に参加するよう指導を行っているところであります。

これまで人権教育主任の会合を初め、学校にかかわる人権教育の推進等につきましては、学校教育課に配属されております指導主事を中心に取り組んできたところでありますが、今後は、行政職員のかかわりをさらに強め、学校現場における教育のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 弘田 条君。

（2番 弘田 条君発言席）

○2番（弘田 条君） どうも教育長ありがとうございました。よろしくお願いします。

私から、課の新設、名称変更等、難しいと思いますが、法には部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう求めるものとするとも記載されており、そのために現在のじんけん課にも専門係、人員の補強などが必要かと思えます。

市役所本庁、各地区にも出向き、皆さんとの勉強会の開催や企業での勉強会の開催、各福祉センターの館長などと学習し合い、スキルアップを行うなど、さまざまな取り組みを行ってほ

しいと考えています。また、この内容の話を市民の皆さんからもよく聞きます。この取り組みが高知県内において、土佐清水市から始まり、高知県全体に広まっていくよう期待をしています。

最後に市長に総括でよろしくをお願いします。

これからの部落差別解消に向けた取り組みについて、以上のことや、また部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないとの記載も踏まえ、今後、どう市民啓発を徹底させ、どのように施策を展開し取り組んでいくのか、市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私が市長になって6年目を迎えましたが、この部落差別をテーマとした質問というのは初めてでありまして、過去をさかのぼっても、もう10年以上一般質問では取り上げられなかったテーマではないでしょうか。最後でありますので、総括的な答弁とあわせて市長会での取り組みについても報告させていただきたいと思います。

だんだんとお話が出ておりますが、一昨年成立した部落差別解消推進法につきましては、現在なお差別が存在する、部落差別は許されないもの、部落差別のない社会を実現すること、これを法律で明文化したものでありまして、高く評価をしているところであります。

その背景には、ネット上での差別の悪化・深刻化があります。ネット版部落地名総鑑が公開され、被差別部落に対するデマや偏見、差別的情報が圧倒的な量で発信され、氾濫しています。そして、無知・無理解なほど、そうした偏見を内面化し、差別的情報を拡散する、そういう傾向にあります。ヘイトスピーチの問題もそうであります。私も実際に東京でヘイトスピーチの現場を見ました。「悪い朝鮮人もいい朝鮮人も皆殺しにしろ」。そう言って、まだ若い若者がデモで練り歩くという、法治国家として本当に恥ずかしい現場も目撃しております。

そうした中で、昨年10月12日に開催された高知県市長会議において、土佐清水市より、プロバイダ責任制限法の改正について提案をしております。このことは近年、インターネット上の人権侵害に関する事案が横行する中で、現在のプロバイダ責任制限法では規制ができない、限界があるということから、実効性かつ具体的な措置が講じられるよう、国に対して早急な法改正を要望したところであります。また、30年4月18日に南国市で開催された高知県市長会議では、高知市よりヘイトスピーチの過激化や情報化の進展にともなったインターネット上での匿名性ゆえの露骨な差別表現が後を絶たない、そういう現状の中で、人権の擁護に関する施策の推進、具体的にはインターネットを利用した差別表現の流布等、さまざまな人権にかかわる不当な差別や人権侵害事案に対応するため、実効性のある人権救済制度を確立することを

要望しております。同じく、その市長会では、土佐市からも部落差別解消法の積極的な取り組みといたしまして、同じくインターネットを使った悪質事象抑止策などについて、具体的な施策や今度のスケジュール、国と地方公共団体の役割分担の考え方などについて明らかにするよう要望しております。

このように、高知県市長会 11 人おるわけですが、50 代、60 代、我々の年代の同和教育を受けた、この問題を理解した市長が多くおりますので、こういう取り組みも行っておりますし、30 年 5 月 17 日、春の三好市で開催された四国市長会議においては、香川県の市長会から部落差別事象が発生しても罰則規定がなく、また差別を受けた被害者の救済についての規定が設けられていない、この現状から、国において部落差別禁止及び被害者等の救済に関する法律を制定するよう要望し、また秋の四国市長会議においても人権擁護施策の推進として、再び、この法律の部落差別禁止及び被害者の救済に関する法律の制定を要望した、こういう取り組みも行っているところであります。

一方、土佐清水市における取り組みについては、先ほど、じんけん課長、教育長が答弁ありましたが、この法律の周知が市民の皆様十分に図られていないのが現状でありまして、私たちの取り組みが、ややもすれば国の指示待ち、県の対応を見てからの方針決定という受け身になっているのか、そういうことを深く反省をしなければならないと思っております。

先般も、土佐清水市人権教育研究協議会との協議の中で、人権教育の重要性をお互い再認識し、地域の実情に応じた施策を講じるために連携して取り組むことを確認したところでありますが、具体的施策として推進法に明記されている推進法の基本理念の周知・徹底。生活相談、人権侵害、ネット相談など相談体制の充実。教育・啓発活動として、同和教育・同和学习の実施・充実、そして特にネット世代を中心にアンケート調査を実施して、部落差別の実態把握に努めたいと、そういうふう考えております。来年度、これは実施をお約束したいと思います。そして、この実態調査に基づき、来年度、人権を尊重する社会づくり行動計画 2012 の抜本的見直しを行い、人間の尊厳と一人一人の人権が尊重されるまちづくりを目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 2 番 弘田 条君。

（2 番 弘田 条君発言席）

○2 番（弘田 条君） 市長、どうもありがとうございました。

先ほどの市長の答弁の中で、ヘイトスピーチの話がありました。ことしの市人研の研修には、山口県の人権啓発センターの川口さんが来ていただいて、その中でも紹介があったんですけど、本当にヘイトスピーチで若い、あれたしか中学生ぐらいの女の子だったと思うんですが、平気でそういうことを言うて僕はびっくりしました。ほんまにこんなことあるがやと、今、市長も

東京で見た言うたけど、その子は大阪やいうことでしたけど、本当に今はそういう時代になってきているということで、ほんま実感しました。ですから、やっぱりそういう現実があるということで、また皆さんとともに、そういう解消に向けて頑張っていきたいと考えています。ぜひ、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1 番 谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） こんにちは。清友会の谷口佳保でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一問一答にて一般質問をさせていただきます。

けさの高知新聞の22面で、7世帯11人が暮らす齒染ノ浦地区にNTT西日本高知支店様のお力添えをいただいて、集落待望の公衆電話が設置された記事、またその隣には大岐の加工場で足摺黄金糖が最盛期を迎えているとの記事を拝見させていただきました。土佐清水市の住民力、地域力がさまざまな形で、さまざまな皆様のお力添えで発揮できていると感じ、うれしく思いました。

9月議会では、少子高齢化が進む本市での福祉の推進について質問させていただきました。前回、答弁でいただいた中に、本市は平成29年度9月末の人口が1万4,086人、うち高齢者数6,493人、高齢化率46.1%、今から7年後、平成37年9月末、高齢化は49.7%まで増加し、人口1万2,093人と推測されているとのお話を受けました。国よりもさらに20年以上先行している超高齢社会の先進地域の本市にとっても、2025年問題、高齢化社会問題は深刻な問題であると再認識いたしました。

本年度スタートした高齢者社会福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、在宅医療、介護連携や認知症対策の推進強化と地域と医療、介護、福祉が一体となった連携と調和のとれた協働体制の整備を推進しながら、誰もが安心して暮らしていける土佐清水市を目指していくためには、さまざまな問題を乗り越えていく必要があると感じます。

その中の一つ、前回の議会で健康推進課長に御答弁いただきましたように、在宅高齢者、元気高齢者のニーズの中に、外出の機会をできるだけ持ちたい、自分で食品等の買い物をしたい

との意見がありました。住みなれた地域で、住民一人一人が必要なサービスを利用しながら、また地域の支え合いを大切にしながら、地域の中でいつまでも安心して暮らしていける土佐清水市を目指すには、移動手段の問題も重要になってくると考えられます。高齢化社会、人口減少社会での移動手段の問題は避けては通れない問題だと思います。買い物や通院を初めとする生活に必要な施設が市街地へ集中し、移動を伴わないと生活が維持できなくなりつつあります。

多くの方々が移動をマイカーに依存する現在、公共交通の衰退。高齢化が激しい本市では、高齢ドライバーの安全性の問題などを背景に免許自主返納が年々増加しています。高齢ドライバーの免許自主返納は年々増加しているものの、まだまだ高齢者の免許保持率は高く、またマイカーによる送迎によって移動の相当部分が賄われていますが、今後、負担増や送迎車の高齢化などによってマイカー送迎は難しく、高齢者による免許自主返納、あるいはマイカーを使えない高齢者がふえると予測されます。

また、現在は少子高齢化に伴う学校統廃合により、スクールバスの運行をしておりますが、今後、さらに少子高齢化が進むとスクールバスなどの維持も難しさが顕在化してくると考えられます。生活利便施設が近隣に整わない以上、地域に住み続けられるかどうか、離れた利便施設にいかにアクセスできるかに左右されると思います。

本市では、2014年、平成26年度10月より、デマンド交通おでかけ号の運行が開始されております。このデマンド交通おでかけ号を運行することになった経緯と目的について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

現在のデマンド交通につきましては、主に下ノ加江方面から市街地までの路線、それと下川口・三崎方面から市街地までの路線を予約型で運行を行っております。

以前は、これらの路線を西南交通と地元の交通事業者が乗り合いバスを予約型ではなく、定時定路線での運行を行っていましたが、時間帯や運行区間によっては誰も乗車せず、空の状態でバスが走っているというケースが多々あり、予約制のデマンド交通とすることで効率的かつ効果的な運行が可能となることから導入したものであります。

また、導入前の平成24年ごろの本市は、過疎・少子高齢化が進み、公共交通の空白地域が8地域存在していたほか、路線バスや通園・通学バスの運行経費が多額で、当時の本市財政を圧迫するなどの課題が山積していたため、市内の公共交通を抜本的に見直す議論を行うに当たりまして、住民アンケートを実施した結果、将来の移動手段としてデマンド交通のニーズが高

かったことも導入した大きな理由の一つであります。

なお、本市のデマンド交通につきましては、平成25年10月から実証運行を1年行い、平成26年10月から本格運行を開始しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

やはり、背景には公共交通の衰退、過疎化、少子高齢化等、さまざまな要因があるということがわかりました。

では、現在の運行状況について、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

デマンドバス、おでかけ号につきましては、現在、下ノ加江方面・下川口方面ともに往復計5便、それと三崎地区の循環便5便を、日曜・祝日と年始を除く、月曜日から土曜日に運行を行っております。

また、空白地有償運送につきましては、下ノ加江の家路川、大川内地区、それから横道、藤ノ川、鳥淵、松山、横峯の7つの地域で週に2回、1往復の運行を行っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

開始から4年、実際に日々利用していただく中で、事業当初では予測されていなかったニーズ等が出てきているのではないかと思います。市民からどのようなニーズがあるのか、企画財政課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

デマンドバスは各路線1時間から2時間前までに予約が必要となっておりますが、朝一番の便に乗りたい場合、前日の夕方5時までに予約しなければならず、急用ができた場合などに乗車することができないため、朝の便だけでも定時定路線にしてもらいたいといった意見や、ダイヤ改正を希望する声があります。

また、空白地有償運送では週に2日の1往復しか運行がないため、日数や便数をふやしてもらいたいといった意見や、下川口方面では下川口までではなく市街地まで運送してもらいたい、そういった要望がございます。

そのような意見を酌み取りながら、デマンドバスにおきましては利用者にとって利便性のよいダイヤとなるよう、平成31年4月から下川口、三崎方面のダイヤ改正を予定しております。

また、空白地有償運送につきましては、有償ボランティア運転手の確保が課題となっておりますが、今月運転者講習を受講していただいた方が下川口方面で4名おられましたので、要望にお応えできる態勢は整いつつあると考えております。

今後につきましても、地域のニーズを聞きながら、土佐清水市地域公共交通協議会で協議・検討を行い、利用者にとって使いやすい公共交通となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1番 谷口佳保君。

（1番 谷口佳保君発言席）

○1番（谷口佳保君） ありがとうございます。

実際に運行してみてわかるニーズもあると思います。デマンド交通の一番の魅力は自宅付近近く、また目的地付近近くで昇降できることだと思います。遠くまでの歩行が困難な方でも、自宅の付近までなら何とか歩ける。そんな方にとっては1人で病院受診ができ、買い物も1人でできるというのは本当に住みなれた地域で住民一人一人が必要なサービスを利用しながら、地域の支え合いを大切にしながら地域の中でいつまでも安心して暮らしていけるサービスだと感じます。

朝一番の便は下ノ加江方面、下川口、三崎方面、また過疎地有償運送の便、どの便も病院受診、通学等に間に合う時間に設定されているので非常に好評だと思いますが、その反面で予約制デマンド交通ということで、先ほど企画財政課長にお答えいただきましたように、朝一番の便は前日の夕方までに予約しなければいけないということが課題だとわかりました。下ノ加江方面、下川口方面の区域運航便につきましては、どちらも各方面から市街地へ向けて運行される便が早朝6時50分、有永発、市街地8時着と同じく、早朝6時50分立石発、市街地8時着。下川口、三崎方面は午前便早朝の1便のみ。午後の便についてはお昼12時有永発、市街地1時着のみ。有永2時30分発の便につきましては、下川口漁協前のバス停までの運行。下ノ加江方面は午前便早朝1便、立石9時30分発、市街地10時30分着の2便。午後の便については、立石2時45分発、3時下浦バス停どまり。早朝便は本当に病院受診、通学には利便性の高い便だと思いますが、その後市街地まで行ける便は現状では下川口、三崎方面、下ノ

加江方面ともに1便しか設定がありません。利用頻度の多い宗呂地区の例をとってみますと、宗呂の区長場から市街地までのタクシー料金はおよそ片道で4,000円から4,500円、デマンド交通でしたら片道800円。また、下ノ加江方面でしたら布の公衆トイレの前から市街地までのタクシー料金は同様に片道4,000円から4,500円、デマンド交通では同じく片道800円。年金のみで生活をされている高齢者の方にとって、交通費が片道4,000円から4,500円という出費は厳しい金額ではないかと思われます。民間タクシー会社との兼ね合い等、さまざまな問題があるかと思われますが、地域に住み続けられるかどうかの判断は、商業、医療などの生活利便施設が生活圏内にあるかどうか。片道に4,500円、往復9,000円かかるということは、生活圏内の範囲ではないのではないかと思われます。しかし、人口の少ない本市では、生活利便施設をふやすことは費用対効果を考えても難しく、仮に財政投入によって新設、誘致したとしても持続性に難があると思われます。

逆に、生活利便施設の充実している市街地に居住地を集約する、コンパクトシティの考え方もありますが、住みなれた地域で地域の支え合いを大切にしながら、地域の中でいつまでも安心して暮らしていけるという概念からずれてくるように思われます。地域に住み続けられるようにするには、離れた生活利便施設にいかにアクセスできるか。

過疎地有償運送便につきましては、一週間に2回の運行で、市街地へ向かう便が1便、市街地からの帰り便が1便のみです。便数増加と有償ボランティアの確保が問題になると、先ほど企画財政課長もおっしゃっていましたが、鳥渕地区を例に挙げてみますと、一週間のうち月曜日と木曜日のみの運行。運行区間は下川口漁協前のバス停まで、もしくは下川口市民センターまでとなっておりますので、市街地への病院受診、買い物場合は過疎地有償運送便で下川口まで、そこからさらに生活路線バスに乗りかえて市街地まで来るようになっております。過疎地有償運送便の設定がない日は、鳥渕から貝ノ川的生活路線バスが通る国道まで片道3.2キロ、往復6.4キロの道のりを高齢者の足で約1時間かけて歩かれています。

皆さん、想像してみてください。朝一番の生活路線に乗る場合、午前6時前に自宅を出て、大雨の日も突風の日も、真冬の午前6時前はまだ薄暗く、冷たい風にふかれて1人で片道3.2キロの道のりを歩いて行く高齢者の姿を。便数の増加は早急に検討していただきたいと思います。

現在、藤ノ川、鳥渕、松山、横峯地区の過疎地有償運送については、貝ノ川の有償ボランティアの方が対応してくださっていて、下川口家の方々を初め、地域は地域での実現となっております。しかし、横道の便につきましては、遠くは足摺岬の有償ボランティアの方が担い手となっております。

過疎地有償運送便につきましては、有償ボランティアへ登録するために、免許センターでの

講習を受けて有償ボランティア登録、また車の保険につきましては自賠責保険、任意保険ともにボランティア負担というようになっております。有償とはいえ、ボランティアしてくださる方に係るリスクも今後の課題になってくるのではないかと思います。

また、住民の中には、対象地区でありながら、このデマンド交通おでかけ号のサービスを全く知らない方もまだまだたくさんおられました。

このデマンド交通、おでかけ号事業を開始されたことは高知型福祉の概念はもとより、市長の土佐清水市型福祉の実現の一つではないかと感じております。住みなれた地域で、住民一人一人が必要なサービスを利用しながら、また、地域の支え合いを大切にしながら、地域の中でいつまでも安心して暮らしていける土佐清水市を目指すためにも、今後、このデマンド交通おでかけ号の事業がどのような展開になっていくのか、市長へお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も月に２回、下川口から西南交通の路線バスで通勤をしておりますが、バスを待っていたらスクールバスが来て、そのスクールバスには子供がいっぱい乗って、その後ろを路面バスが３人から４人のときもありますし、５人から６人、がらがらの状態で二つのバスが並行して走っていくと、そういう場面に遭遇をして、何かもっと有効な手だてがないか常に考えているところでありますし、今、議員も御指摘がありました高齢ドライバーの免許返納制度、これも奨励をしておりますし、学校の統廃合、それから特に私の住む下川口地区というのは２０世帯を切る集落が１０集落ぐらいありまして、限界集落というよりも消滅集落に向かっているというのが現状であります。そういう中で、何とかこの市民の皆さんの、本当にこの便を守るという観点から、さまざまな公共交通のあり方、そういったものを今、議論しているところであります。

とりわけ、平成２８年度から公共交通について専門的知識のある高知工科大の専門講師や関連するコンサルタント、そういった皆さんに本市での実態を調査していただいております。いろんな地域に入って、その方たちが住民の声も聞き、実際にこの土佐清水市の交通体系を見ながら、いろんな専門的な分野からアドバイスをもらっているところであります。本当に地理的な問題があるとはいえ、路線バスがあって、デマンドバスがあって、スクールバス、こういった住民の交通手段に多額な費用がかかっている現状、そして指摘をされた利用者のニーズ、これが反映されるにはどうやったらいいのか。また利便性を上げるには効率的な運行形態、どうやったらいいのかということで、今、専門家に入っていていただいて計画を推進するような取り組みをしているわけですが、この将来にわたって持続可能な公共交通、そして、いつまでも生まれ育ったふるさとで元気に暮らし続けていける、そういうシステムの確立といいますか、

そういったことを今取り組んでいるところでありますので、きょうの御提言については十分腹に入れて、今後の計画に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 1 番 谷口佳保君。

（1 番 谷口佳保君発言席）

○1 番（谷口佳保君） ありがとうございます。

デマンド交通のメリットは、生活路線のバス停まで歩いて行けない高齢者の方が、自宅付近や目的地付近で昇降できること。また、予約制なので利用者がいないとき、予約が入っていないときは空気を運ぶという無駄を省けることだと思います。無駄を省くことで経費削減につながっていただければと思います。

今後、さらに少子高齢化、人口減少問題は進み、マイカー依存型の移動に限界が見えつつある中で、デマンド交通への今後の期待はさらにますます大きくなると思われます。デマンド交通の利便性の向上が求められることを考え、今回、皆様の声を届けさせていただきました。今後も、今まで肌で感じてきたこと、高齢者、子供の思い、制度のはざまで苦しんでいる方の思い、声にならない声、声と思いを市政へ届けることで少しでも高知型福祉、土佐清水市型福祉の向上にお力添えができればと思っております。若輩者ではありますが、皆様とともに、よりよい土佐清水市を目指して活躍させていただきたいと思っております。これで、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議のある方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 異議なしと認めます。よって本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明 12 月 11 日 午前 10 時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 18 分 延 会